

令和2年加美町議会第1回定例会会議録第3号

令和2年3月6日（金曜日）

出席議員（17名）

1 番	味 上 庄一郎 君	2 番	猪 股 俊 一 君
3 番	早 坂 忠 幸 君	4 番	早 坂 伊佐雄 君
6 番	高 橋 聡 輔 君	7 番	三 浦 又 英 君
8 番	伊 藤 由 子 君	9 番	三 浦 英 典 君
10 番	沼 田 雄 哉 君	11 番	一 條 寛 君
12 番	伊 藤 淳 君	13 番	伊 藤 信 行 君
14 番	佐 藤 善 一 君	15 番	下 山 孝 雄 君
16 番	米 木 正 二 君	17 番	木 村 哲 夫 君
18 番	工 藤 清 悦 君		

欠席議員（1名）

5 番 三 浦 進 君

欠 員（なし）

説明のため出席した者

町 長	猪 股 洋 文 君
副 町 長	高 橋 洋 君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐 藤 敬 君
会計管理者兼会計課長	佐 藤 和 枝 君
危機管理室長	塩 田 雅 史 君
企画財政課長	熊 谷 和 寿 君
ひと・しごと推進課長	相 澤 栄 悦 君
町 民 課 長	荒 木 澄 子 君
税 務 課 長	浅 野 仁 君
農林課長補佐	尾 形 一 浩 君

農業振興対策室長	嶋 津 寿 則 君
森林整備対策室長	佐々木 実 君
商 工 観 光 課 長	岩 崎 行 輝 君
建 設 課 長	長 田 裕 之 君
保 健 福 祉 課 長	内 海 悟 君
子 育 て 支 援 室 長	佐 藤 法 子 君
地域包括支援センター所長	千 葉 桂 子 君
上 下 水 道 課 長	大 場 利 之 君
小 野 田 支 所 長	岡 崎 秀 俊 君
宮 崎 支 所 長	猪 股 繁 君
総務課参事兼課長補佐	遠 藤 伸 一 君
教 育 長	早 坂 家 一 君
教 育 総 務 課 長	二 瓶 栄 悦 君
生涯学習課長兼 スポーツ推進室長	上 野 一 典 君
農業委員会事務局長	太 田 浩 二 君
代 表 監 査 委 員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	武 田 守 義 君
参 事 兼 次 長	内 海 茂 君
主 幹 兼 総 務 係 長	内 出 由紀子 君
主幹兼議事調査係長	後 藤 崇 史 君

議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 議案第 2 号 加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部改正について

第 4 議案第 3 号 加美町監査委員条例の一部改正について

第 5 議案第 4 号 加美町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

- 第 6 議案第 5 号 加美町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第 7 議案第 6 号 加美町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 7 号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 8 号 加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場条例の一部改正について
- 第 10 議案第 9 号 加美町山村ふれあい公園条例の一部改正について
- 第 11 議案第 10 号 加美町音楽技能修得施設条例の一部改正について
- 第 12 議案第 11 号 加美町宗左近記念縄文芸術館条例の廃止について
- 第 13 議案第 12 号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更について
- 第 14 議案第 13 号 公の施設の指定管理者の再指定について（加美町中新田 B & G 海洋センター）
- 第 15 議案第 14 号 加美町音楽技能修得施設の長期かつ独占的な利用期間の更新について
- 第 16 議案第 15 号 令和元年度加美町一般会計予算補正予算（第 7 号）
- 第 17 議案第 16 号 令和元年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 18 議案第 17 号 令和元年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 19 議案第 18 号 令和元年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 20 議案第 19 号 令和元年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 21 議案第 20 号 令和元年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 22 議案第 21 号 令和元年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 23 議案第 22 号 令和元年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 24 議案第 23 号 令和元年度加美町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 25 議案第 24 号 令和 2 年度加美町一般会計予算
- 第 26 議案第 25 号 令和 2 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 27 議案第 26 号 令和 2 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 28 議案第 27 号 令和 2 年度加美町介護保険特別会計予算
- 第 29 議案第 28 号 令和 2 年度加美町介護サービス事業特別会計予算

- 第 3 0 議案第 2 9 号 令和 2 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 第 3 1 議案第 3 0 号 令和 2 年度加美町霊園事業特別会計予算
- 第 3 2 議案第 3 1 号 令和 2 年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 第 3 3 議案第 3 2 号 令和 2 年度加美町下水道事業特別会計予算
- 第 3 4 議案第 3 3 号 令和 2 年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 第 3 5 議案第 3 4 号 令和 2 年度加美町水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 5 まで

午前10時08分 開議

○議長（工藤清悦君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

5番三浦 進君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤清悦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、15番下山孝雄君、16番米木正二君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（工藤清悦君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き通告のあった順序で行います。

それでは、通告10番、1番味上庄一郎君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔1番 味上庄一郎君 登壇〕

○1番（味上庄一郎君） おはようございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきますが、昨日、一昨日と私の質問内容と大分重なるところ、先輩方に質問をしていただいております。重なるところを割愛されますと、質問時間が大分短くなってしまいますので、割愛はしないつもりでおりますが、その辺は町長の判断にお任せいたしますので、答弁をよろしく願いいたします。

まず施政方針につきまして、大きく6点伺います。

令和2年度施政方針について、以下の点を伺います。

1点目、令和2年度予算の概要で、厳しい財政運営を強いられているとの表現ですが、その表現の真意は。

2点目、障がい福祉の充実の中で、安心して生活し、社会参画することのできるまちづくり、これの具体策について。

3点目、世界農業遺産について、具体的な町の考え方とかかわり方について。

4点目、商工業の中で、中新田地区商店街の振興と後継者の育成、各種事業への支援とあ

りますが、その具体策について。

5 点目、観光事業について、加美町観光まちづくり協会の今後のあり方と役割について。

6 点目、社会教育事業の中で、中新田公民館建設について、中新田地区の生涯学習の拠点として令和 2 年度、3 年度の 2 カ年で整備を進めるとありますが、これまでの説明と矛盾はないか。これにつきましては当初予算にのせないのはなぜかという観点から質問をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

コロナウィルスの関係、日々さまざまな状況の変化があります。町としても、質問とは直接関係ありませんが、昨夜も春の総合検診、果たして実施ができるのかどうかということについても今検討しているところであります。大変ぎりぎりの判断を今強いられているという状況でございます。しっかりと町民の安心安全のために町としても取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解、ご協力を賜りたいと思います。

それではご質問の 6 点について、味上議員に答弁をさせていただきます。

1 点目の財政に関してでございますが、これまでも答弁させていただきましたように、町の歳入の 4 割を地方交付税が占めているという状況でございます。ですから地方交付税が減額になれば即、この財政状況が厳しくなるという状況にあるということでございます。

一方で経常収支比率といいますのが、一般財源が減少していることで、平成30年度の決算で93%を超えている状況であります。いわゆる財政の硬直が進展しているということでございます。この人件費、扶助費など、この義務的経費、そう簡単に削減することができません。例えばこの加美町、非常に社会教育施設等々充実しているわけでありましたが、このバッハホールと小野田の文化センター、この両施設だけで新年度の予算計上額 1 億3,000万円ですね。それから図書館、これも 2 つあるというのは大変素晴らしいことなんです、これで9,300万円。ですから両方合わせて 2 億2,500万円の予算計上しているところでございます。なかなかこれは削れないものなんです。さらに公立加美病院、これは 3 億5,000万円。おそらく来年度は赤字補填のための補正も出てくる可能性が十分にあるわけでありまして、ですからこういったものだけでも実は 5 億7,000万円、いや、6 億円近いこの経常経費が発生しているということなんです。大変充実していて素晴らしいんですが、その反面、こういったものを維持していくということには、大変お金がかかるということなんです。ですから今回 6 億

円財政調整基金から繰り入れていますけれども、この6億円というのは今のことだけでも既にこの経費としてかかっているということが現状なんですね。

そういった意味から大変財政状況が厳しいということをお話をさせていただいているということなんですね。今後、社会保障費とかそれから会計年度任用職員の導入による経費の経常経費ですね、これはふえるという要因があるわけですし、それから大規模災害などにも備えておかなければならない、そのための財政調整基金というのはこれは確保しておかなければならないという状況でありますので、大変財政を取り巻く状況というのは厳しさを増しているということが言えると思います。

そういった中で限りある財源、財政資源を効率的に活用するための行財政改革というものを、これは断行していかなければ加美町の財政は持たなくなるということが明らかでありますので、こういったことで町民の皆さん方にもお伝えをし、ご理解、ご協力を賜りながら行財政改革を進めていかなければならないと考えております。

なお、この問題は加美町だけの問題ではございません。県内の各自治体、県も含め大変基金が減少して、厳しい財政状況になっているということでありますので、それぞれの自治体で同様の取り組みをしていかなければならないんだらうと思っております。

2点目の障がい福祉の充実に関してでありますけれども、医療の進歩や介護機器の充実等によりまして、障がいを持つ方でも地域で家族とともに暮らすことのできる環境が着実に整いつつあります。町では、加美町社会福祉協議会を初めとする社会福祉法人、NPO、民間法人などと協力をしまして、地域生活支援事業を展開しております。家族介護の負担を軽減する一日一時支援や放課後等デイサービス、訪問入浴サービス、移動支援のほか、障がいを持つ方が運転免許を取得する際の補助や自動車の改造補助、社会参加と収入機会を提供するための地域活動支援事業所など、直接的、間接的にさまざまな支援を行っているところでございます。また、これらの支援を専門知識を持った支援員がそれぞれの状況や要望を踏まえながらマッチングする相談支援事業も実施しております。

一方、今後一層の高齢化が進む中、喫緊の課題となってくるのが、家族、特に親による介護ができなくなった場合、いわゆる親亡きあとの居場所の問題、これが大きな問題になってきていると思っております。

障害者総合支援法において、地域生活支援拠点の整備が掲げられておりまして、町でも検討を進めているところでございます。現在、障がい者、その家族、障がい福祉サービスを提供する事業者、教育機関、社会福祉協議会などで組織する障害者自立支援協議会に諮問し、

いずれ要望案を取りまとめていただくことになっております。障がい者向けのグループホームの誘致、点在する高齢者向け福祉施設との連携による受け入れ体制の整備など、可能性を模索しながら地域で安心な暮らしを支援してまいりたいと思っております。

3点目の世界農業遺産についてのご質問でございます。

ご承知のとおり、平成29年12月12日大崎耕土全域が国連食糧農業機関から世界農業遺産に認定されました。町では、世界農業遺産認定に伴いまして、平成30年10月より職員1名を大崎市に派遣しております。推進協議会では、現在、世界農業遺産保全計画アクションプランを推進するための推進会議を設置し、多様な資源を巡るツーリズムを核とした交流人口の拡大を図るフィールドミュージアム構想や、ブランディングによる価値の共有と向上を図る認証制度など、計画の具体化に向けた協議、検討を行っているところでございます。フィールドミュージアム構想では、大崎耕土の多様な地域資源を見える化、ストーリー化し、体験型メニューの創生などによる、ゆとり滞在型ツーリズムの展開を図ることとしております。その実現に向けまして、町内の農家の方々を対象に研修会を開催し、世界農業遺産に関する研修、そして加美町における巧みな水管理の1つである堰を現地見学し、出席者で堰などを活用したツーリズムについての意見交換会を行ったりしております。

また、2月、切込の裸カセドリにも大崎の推進協議会の方々がいらっしゃって、ビデオ撮りなどもしていきました。大変素晴らしい地域資源であるということで、喜んでお帰りになりましたが、こういったものも含めて、フィールドミュージアム構想の中でゆとり滞在型ツーリズムの展開というものを本町としても進めていかなければならないと思っているところでございます。

そういった中で、本町のグリーンツーリズム推進協議会など関連団体との連携による世界農業遺産を活用した交流人口の拡大につなげていく必要があると思っております。

また、世界農業遺産ブランド認証制度につきましては、一定の基準、例えば農薬や化学肥料の使用について、宮城県慣行栽培比5割以下にするとか、あるいは田んぼの生き物モニタリング調査をするなど、こういった必須要件をクリアした上で、JA加美よつばでは、令和2年からこの認証制度にも取り組むということになっております。まずは米からスタートして、ほかの農産物にもこの認証制度を適用し、付加価値を高めていくと。そして消費者とも顔の見える関係を築きながら、推進をしていくということにしております。

4点目の中新田商店街の振興、後継者育成等に関する質問でございます。

このコロナウィルスの影響もあり、大変厳しい状況にあるんだろうと推察をしております。

まず基本は商店街は町民が買って支える、食べて支えるということが基本なんだろうと思っています。私も町長日記で以前そういったことを書かせていただきましたけれども、そういったやはり町民の意識というものが非常に私は重要なんだろうと思っています。

そういった中で、加美町としましては、新規出店者支援制度、そして店舗併用住宅改修支援制度という制度を新たに令和2年度から創設をし、空き店舗の利活用を促進してまいりたいと思っています。また、七十七銀行等と連携をしながら、後継者、そして事業承継に向けた経営セミナーの開催もしてまいりたいと思っています。

また、観光まちづくり協会で令和2年度から新たに世間遺産めぐりということの事業もスタートすることになっております。このことによって、町歩きを促進していく。そしてボランティアスタッフなども養成していくと。世間遺産の認証制度もつくっていくという取り組みを計画しておりますので、こういったことも商店街の振興につながっていくのではないかと考えております。

また、観光まちづくり協会におきましては、ラーメンロード、この取り組みも大変好評でございますので、こういったことでこれまで町の商店街に来たことのなかった方々がラーメンを食べに来ているという状況にもなっております。また、町としてはこれまでプレミアム商品券の発行、あるいは商品券、出産祝金をスタンプ会の商品券で支給をしているといったことなど、さまざまな取り組みをしてきているところでございますけれども、今後とも商店主、商店街の方々、商工会、関係機関と連携をとりながら商店街の振興と、そして後継者の育成の事業に取り組んでまいりたいと考えております。

5点目の観光まちづくり協会の今後のあり方と役割ということでございます。

大変観光まちづくり協会の皆さんに頑張ってもらっていて、需要が着実に前進し、成果を上げていると思っていますので、皆様方に役員の方々も含めて感謝を申し上げたいと思っています。

しからば将来、この協会がどうあるべきかということでもありますけれども、おそらくは令和2年度のビジョンづくりの中でもそういったことが当然議論になるんだろうと思っています。私は目指すところはDMO、この日本版DMOといわれておりますけれども、これは日本語に訳しますと観光地域づくり法人と訳しております。英語ではD e s t i n a t i o nのD、そしてM a n a g e m e n t、M a r k e t i n gのM、そしてO r g a n i z a t i o nのOと、これでDMOといっているわけでもありますけれども、こういった観光地域づくり法人を私は将来的に目指すべきではないかと思っています。この観光地域づくり法

人というのはどういう役割を担っているかといいますと、地域の多様な関係者、これは行政もそうですし、旅行業者だったり、旅館であったり、商工会であったりさまざまな関係団体を巻き込みつつ、しっかりと科学的なアプローチ、データ等に基づいた科学的なアプローチを取り入れた観光地域づくりを行うかじ取り役となる法人と言われております。ですからこの観光まちづくり協会が核となって、さまざまな関係団体を取り込みながら、方向性を示し、そして取り組んでいくという、そしてまさにお金が循環する仕組みをつくっていくという、こういったことが将来、私は観光まちづくり協会としてのあるべき姿なのだろうと思っております。

そういった方向に向け、やるべきことを1つずつやっていくということが大事だろうと思っておりますので、今回商工観光課、そして観光まちづくり協会と話し合いをしながら、薬業に事務所を移転するという事になっているわけでありますけれども、このことによって加美町振興公社はじめ関係団体との連携がより取れやすく、取りやすくなるんだろうと思っておりますので、私は現時点ではそういった方策も有効なんだろうと思っております。

また、先ほど申し上げたような世間遺産の取り組み、町歩きの取り組みを推進するための世間遺産の取り組みなども大変これは素晴らしい取り組みだろうと思っておりますし、そしてボランティアスタッフの養成、まさにこれも観光まちづくり協会の大事な役割の一つだろうと思っております。こういった企画、そして企画を実践するに当たってさまざまな関係機関を巻き込みながら実施をしていく、ボランティア養成もしながらボランティアの力も借りていくと。こういった核となる団体として、発展していくことを願っておるところでございます。

6点目、中新田公民館の整備についてでございます。

これまで議会や町民のワークショップ等でご説明してまいりました。その際、令和2年度から令和3年度へかけて建設工事を行い、令和3年6月オープンを目指すとご説明をさせていただいたところでございます。大変これまでの説明と異なる形で皆様方にはご説明し、お詫びを申し上げなければならない。大変忸怩たる思いでございます。

令和2年度の予算の中で、教育関係の予算、トイレの洋式化、約3億円。そしてGIGAスクール、これは補正で令和2年度に繰り越しますが、約2億円。この両方で実は5億円計上しております。この両方の事業は令和2年度に実施しなければ、国の補助金がつかないという事業なんです。ですからどうしてもこの2つの事業は、令和2年度中に実施をしなければならない事業です。ですからこういった事業を優先せざるを得ない。これは国が経済対策

として出してきた事業なんですね。そういった中で、財政の健全化、できるだけ急激にこの財政調整基金を減らさないためには、何かの事業を次年度に繰り越すといいますか、先送りせざるを得ないという、そういった財政状況があります。そういった中で大変苦渋の決断ではありましたが、中新田公民館の事業を先送りせざるを得ないという決断に至ったわけでございます。ただしできるだけおくらせることがないように、令和2年度中に業者の選定まで進めまして、そして令和3年の4月から即着工し、そして令和4年の4月オープンを目指したいと考えておるところでございます。そういったことで、これまで説明してきたことから1年近くおくれることになりますけれども、このことに関しましては、検討委員会の皆様方、町民の皆様方、そして議員の皆様方にもぜひご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） それでは再質問させていただきます。

1点目の強いられているという表現については、具体的にお答えいただいているんですが、この表現は3年連続決算不認定を受けて、議会に対する表現に聞こえるのは私だけかもしれないけれども、その都度次の予算編成に対する警告であると受けとめるべきだと思います。そういった観点から、今るるご説明ありましたけれども、行財政改革というのはどこから手をつけるべきなのか、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 強いられているという表現は、最初に申し上げたように、いわゆるさまざまな外的な要因というのがあるということですね。先ほどいった一番の要因は、やはり交付税の削減でございます。これは我々としてはいかんともしがたいことなんですね。そういった意味から強いられているということですね。そういった表現を使っているということでございます。どこから手をつけたらいいかということがありますが、やはり経常経費をいかに圧縮していくかということです。そういうときにはやはり人件費とか、これは大きいですね。それから先ほど代表的なものを挙げましたが、この公共施設、これをどれだけ縮減していけるかという、これも人件費にリンクしてきますけれども、これも非常に重要だと思っております。

また、小さな積み重ねということも大事ですので、さまざまな事務事業の見直しも行う。それから補助金、補助金も5億8,000万円、補助金を出しておりますから、これもやはり見直

していかなければならない。できることから着実に進めていくということだろうと思います。
以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） できるところからというのは、今、町長の口から人件費ということもありました。やはり昨日、おとといもさまざまな議員の質問からもその職員の定員管理というところも質問されておりました。財政調整基金残高が令和元年度末で21億5,000万円弱。さらに新年度、令和2年度末で15億6,500万円弱。16億円を切ると今回の予算書、説明書でもしております。このことはやはり決算不認定になったときから、このままではだめだよという警告をしていると私は思っております。3年後にはこの財政調整基金、このペースでいけばどうということになるのでしょうか。企画財政課長、お願いします。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長、お答えをさせていただきます。

確かに今、議員ご指摘のとおり、かなり厳しい状況になるだろうと思ってございますけれども、幸い加美町には合併した町村ということで、合併振興基金といったものも今17億円ぐらいございます。ですから今後先ほど町長が申し上げましたように、できることからこつこつと削減するというのも確かに必要でございますけれども、財政運営上、やっぱり予算規模を縮小するというのも必要かと思っております。

昨日、町長から120億円というようなお話があったわけでございますけれども、私ども今後、それを目標に予算削減につきましては、やっぱり時間をかけないとできないもの、今お話のありました人件費等々につきましては、これは時間をかけないとやっぱりできないものだと思っております。それから建物の維持管理等々につきましても、これは町民の皆さんとお話し合いをして、統合あるいは複合施設といった形で、これを減少していく。これも時間がかかろうと思っております。ただ、すぐに削減効果の出るものにつきましては、例えば昨日もお話がありましたけれども、補助金といったもの、これはすぐに削減効果があらわれると。それから投資的事業、これも予算のつけようですぐに削減効果が出てくると思っております。今後それらを考えながら、そして財政調整基金等々も有効に活用しながら、また有利な起債、そういったものも活用しながらこの財政調整基金の確保に努めていくしかないのかなと、このように思っております。

確認させていただきますけれども、財政調整基金15億円ということでお話があったわけですが、確かに令和元年度末で21億5,000万円。さらに令和2年度の当初で6億円を取

り崩すという、今予算になってございますので、差し引き15億円というお話かと思えますけれども、これはことしの9月、決算議会があるわけでございますけれども、幾ら決算剰余金として残るかわかりません。ただ、その剰余金の2分の1を財政調整基金に積み立てるということになりますので、15億円ということではなくて、若干1億円になるか2億円になるかわかりませんが、積み増しはできるのかなと思っていますところでございます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 15億6,500万円弱が16億円になっても、これはこのペースでは減り続けていくということを申し上げてありますので、課長も3月で終わりとはいえ、その辺は責任を持って後任にしっかりと伝えていただかなければならないと思います。

いろいろ質問を用意していたんですが、昨日、おとといまでにほとんど先輩方に質問されておりますので、その質問と答弁の内容を受けて、ここからちょっと質問させていただきますが、町長、昨日の答弁で、箱物行政はするべきではないとおっしゃっておりますが、その施設の目的とか、規模によっても違いはあると思いますけれども、どどんこ館やそれから小野田・宮崎にシルバーハウジングなど、これは加美町になってからの歴代町長の中で一番箱物を建設していると思いますけれども、この点について見解をお願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 通常箱物行政といいますのは、大型の公共施設を建設していくということが箱物行政と言われております。これまで必要なものについては、建設をしまして。どどんこ館については工事はおそらく1億数千万円だったと思いますけれども、やはり地域の方々からのご要望もあり、そして買い物ができないという、そういった状況もあり、やはり宮崎の商店街にそういった施設が必要だろうということで、これはつくらせていただいたということでございます。

また、シルバーハウジングにつきましては、これはさほど高額なものだったとは思いませんけれども、この町営住宅の枠がございまして、その枠の中でのこれは建設でございまして。ですから、例えば鳥屋ヶ崎の住宅を廃止をして、そして宮崎にシルバーハウジングをつくったということでございます。ですから特段これは大規模な箱物、いわゆる建物を数多くつくってきたということではなくて、そういった制度の枠の中でこれはつくってきた。さらにこのシルバーハウジングに関しましては、やはりこの地域を支える上で、特別養護老人ホームが制度が変わりまして、介護度3以上でないと入居ができなくなったということでございます。特

に持ち家のない方々が、しからば要介護１、２の方、あるいは要支援の方々も安心して住めるところはあるんだろうかという、これはなかなか大変難しいわけです。そういった中で町営住宅の中の１つとして、シルバーハウジングというものをつくり、そして24時間見守りサービス付きのシルバーハウジングをつくって、要介護１、２までの方が安心して暮らせる環境をつくったということでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○１番（味上庄一郎君） 今、町営住宅の枠組の中でということがありましたが、突然で申しわけないのですが、町民課長、シルバーハウジング宮崎の入居状況、おわかりでしたらお願いします。

○議長（工藤清悦君） 町民課長。

○町民課長（荒木澄子君） 町民課長でございます。

宮崎は４世帯入居のところ、今のところ３世帯入居しておりまして、３月にもう１世帯分広報で公募しますので、相談に来られている方がお１人いらっしゃいますので、おそらく応募されるという予想で、満室を予定しております。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○１番（味上庄一郎君） 早く満室になってほしいと思いますけれども、町営住宅の取り壊しがあって、ただシルバーハウジングに入るにはやっぱり要件が必要なわけですから、その辺の要件も満たしての入居でないとは入れないということになるんだろうと思います。

次に２点目の質問に移りますが、町長に以前にも質問しております。障がい者が自立して生活し、安全安心に社会参画するためのグループホームの推進というものは、今どうなっているのか。先ほど町長からもありましたけれども、障がい者の親世代ですね、もうかなり高齢化しておりまして、以前町長から直接その構想、思いを聞いた親御さんたちはやはり期待を持って待ち続けていると思っております。このことについてもう忘れてしまったわけではないでしょうけれども、先ほど親亡きあとの対策ということでありましたけれども、親亡きあとでは遅いんだと思うんですね。親御さんが安心して見届けることができる、そういう障がい者福祉というものも必要かと思いますが、このことについてお願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 重々承知をしております。ただこれは町が設置できるわけではございま

せん。先ほど答弁しましたように、やはりそういった法人などに設置をしていただくということが必要になりますので、先ほど申し上げましたように、誘致をする、障がい者向けのグループホームの誘致、そういったことが必要でございますので、関係、担当課のほうでさまざまな情報を収集したりしているという状況でございます。町だけの、私だけの思いでグループホームをつくれるという状況ではありませんので、そこはご理解いただきたいと思っております。ただ、よくよく皆さん方のお気持ちはわかりますので実現したいという、私も強い思いを持っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1 番（味上庄一郎君） あと先ほど老人介護施設との連携もと答弁されましたけれども、そのことについてはどんなお考えなんでしょうか。例えば同じ施設の中に障がい者の方も入れるような仕組みというものを考えておられるのかどうか、その点について。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

現在、町内にグループホームがないということで、ただ先ほど町長からあったとおり、この障害者総合支援法においては、地域生活支援拠点として整備しなさいということが掲げられておりまして、検討しておりまして、できればグループホームが誘致されるのに越したことはないわけですが、なかなか進まないという状況がございますので、そういった場合、面的な整備といいますか、ネットワークですね、先ほど議員言われたとおり、老人介護施設ですとか、そういったところと提携といいますか、ネットワークを組むような形で受け入れる体制ができるかどうか、そういったことについても今検討しているという状況でございます。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1 番（味上庄一郎君） このことについては、本当に親御さんの切実な思いというものを耳にしております。直接私のところに来られている方もおります。ぜひその民間の誘致も含めて、積極的な展開をお願いしたいと思います。

次に3点目なんですが、ちょっと局長、パワーポイントをお願いします。今回の新年度予算でも推進協議会のほうに160万円の計上がありました。また、職員を1名派遣しているということですが、実はこれ、偶然ちょっと大崎の市役所に行ったときに見つけたんですが、2020年度版の大崎市のガイドブックであります。この中に見ていただきますと、世界農

業遺産を巡るモデルコースということで、古川駅から出発をいたしまして、今度新しくできた道の駅大崎、岩出山、岩出山の灌漑施設遺産であるとか、有備館、そういうところを回って、鳴子温泉に行きます。鳴子温泉で南原穴堰、あるいは鳴子温泉峡、その次に色麻町なんですよ。国道457号を通過して多分これ周遊するコース、あるいはＪＲであれば陸羽東線西古川駅から行くんだと思うんですが、当然国道457号を通過して行く車でのコース、タクシーや何かを使って、レンタカーであるとか。そういったもののコースであれば、当然加美町を通過して行くわけですよ。次にもう色麻町に行っているんですよ。私とても不思議に思ったんですね。この世界農業遺産、広域連携でやるべきものだろうと思っておりますし、今までの町長の答弁やほかの担当課の常任委員会での調査も聞いても、当然大崎の大きなくくりで広域でやるものだと思っておりましたが、このガイドブック、どう思われますか。町長。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 実はこの世界農業遺産を巡る構想というのはいろいろございまして、うちから派遣している職員が中心になって、実はこのモデルコースをつくっております。当然加美町を含むモデルコースというものもございます。これは大崎市がつくっているんで、大崎市を中心としたモデルコースだと思いますので、美里町とか涌谷町とかも入っていないんだろうと。いわゆる大崎を回っていただくためのモデルコースということだろうと理解しております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 派遣されている職員も一緒につくっていると言いますが、予算も計上して一緒にやっているのに、ちょっと色麻町の担当課にも聞きましたけれども、特別打診はなかったということでした。しかし、これでこの問題は違うと言うかもしれませんが、汚染牧草の処理問題なども含めてこれで本当に広域の連携がとれていると言えるのかどうか、本当にちょっと不思議に感じているんですけれども、もう一度町長、お願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 汚染牧草の問題とは全く違うだろうと思っております。

実はこの推進課ですね、大崎市にあります世界農業遺産推進課に唯一今年度まで派遣しているのは加美町だけなんですね。職員派遣していますのは。ですから我々としても積極的に協力をしております。先ほど申し上げたように当町の職員もこのオープンミュージアム構想のもとにツアーコースづくりに中心的に取り組んでおりますので、彼から私が以前見せられ

たプランの中では蟬堰とかそういった宮崎小野田も含めたコースがしっかりとつくられております。また、ビデオも作成しております、先ほど申し上げたように、切込の裸カセドリ、これもその紹介するためのビデオ撮影の一環として、その方々がいらっしゃったところでございますので、まさにそれぞれの地域が連携をして、これは取り組んでいるところでございます。しっかりと連携を今後ともしながら、推進をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） やはり我が町だけ派遣しているのであれば、当然そういう、たとえば大崎市だけのガイドブックであっても、私はそういうものに載せていただけるものと思うんですね。そういったところも今後一緒になって、この世界農業遺産に関しては一緒になってしっかりと連携をとって大崎耕土全体での観光としての発展をするように努力していただきたいと思います。

次に4点目なんですけれども、パワーポイントを消してください。

中新田地区の商店街の後継者育成、これは本当に商店主とか、そういう店売りとかそういうものだけではなくて、昨日米木議員からもありましたけれども、産業経済常任委員会でも私、委員長もしながら中新田の打刃物について、特に積極的に担当課であります商工観光課にもお願いをして、何とかその伝統産業の後継者育成について、地域おこし協力隊なども活用しながらできないものかということで、お願いしております。こういうことこそやはりトップの英断というものも必要だと思いますけれども、いかがですか、町長。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も何とか残したいと思っております。しかしながら、私はご本人にもお聞きしておりますけれども、なかなかお一人でなさっているものですから、お弟子さんをとってお弟子さんに教えるという余裕がないと。さらに地域おこし協力隊、3年間ですが、3年で職人になれるようなものではないと。ですから私もその地域おこし協力隊制度を活用できないかな、できるのではないかと、思って、担当課に話し、ご本人の意見も私も直接聞かせてもらいましたけれども、現実はどういうことなんですね。ですからどうやったらこの伝統の中新田の打刃物を残していけるか。思いは味上議員と私も一緒です。ただ現実是非常に厳しいという状況でございます。何か提案があればぜひ教えていただきたいと思いますけれども、知恵を出し合いながら残していければなと思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 本人がもうそういうことをしたくないとか、そういうレベルの話でないと思うんですね。この今、中新田に1件しかないこの石川製作所さんですけれども、この火を消すということは、中新田の本当に今加美町の宝物を1つ、大事なものをなくす、心をなくすということと私は同じだと思います。ですから例えば、なぜ弟子をとりたくないのか、必ずしも後継というのは身内だけではないわけですから、今。特にこういった伝統産業については、しっかりとその要因、原因を解明をしていただいて、給与補償であるとか、協力隊であればその辺の面倒もみていただけるわけですし、3年間といえどもそれこそ3年ぐらいで、3年目あたりでめどがついてきたら本物の職人としてそこに定住するんじゃないかと私は思うんですよ。そういったところで、もう少し行政にばかりお願いするのはおかしいのかもしれないけれども、積極的に町がかかわって、この中新田の打刃物を残したいんだという誠意をしっかりと見せるべきだと、してはいると思いますけれども、これ本当にこの打刃物、私はなくしてはだめだと思います。そのために今こういったアプローチをしているのか、商工観光課長、お願いします。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

先ほど議員がおっしゃられた産業経済常任委員会のときに私とあと職員も同行させていただいております。やはり今いろいろお話が出たとおりのお話を伺って、なかなかお邪魔すること自体が場合によってはちょっと営業の邪魔を、いわゆる製作の邪魔をすることになるような感じを受けました。ですので簡単にこんにちはとも行けないなというのを改めてあのとき感じてまいりました。

具体的に何ができるのかというのはまだ申しわけありませんが、結論は出ていないんですが、以前からちょっと別な話になるかもしれませんが、商工会のほうからも何かできないかと。特に今の会長さん、この打刃物だけではなくてお一人だけの、いわゆる一人職人のところはほかにもあって、やっぱり今何とかしないと2年、3年後、5年後、10年後なくなってしまうのではないかとということで、何かしようよという話を私は相談を受けております。ですので、観光課の中でちょっと話をしているんですが、例えば中新田地区といわず加美町内のそういった伝統的な工芸、あるいは技術を持った方をまずはピックアップして、10人ぐらいとかピックアップをした中で、お一人お一人のちょっとお話をまずは伺うことが必要ではないのかなという感じをしております。やはりこのあいだ石川さんのところにお邪魔したと

きにもいろいろ課題が見えてきましたので、こちらでやはり思っていたのと違うようなこともたくさんありましたので、まずはちょっと後手後手に回っていますが、お話を伺うということが必要ではないのかなと思っておりますので、まずは話を伺うような何か商工会とタイアップしてやっていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） うちも店舗に石川さんの草刈り鎌を置いています。やはり遠く仙台とかそっちのほうからもインターネットで調べて来られる方もいらっしゃいます。私が所属する南町まちづくり協議会、いわゆる商店街ですけれども、その中でこれは空き店舗にもかかわってくると思いますが、これは町長、提案ですけれどもね。南町の商店街の中に、しばらく前にもう廃業しました鈴木屋さんというお米屋さんがございます。非常にレトロな雰囲気のお店構えでありまして、ここを何とか我々の商店街で名前も南町ですので、南町奉行所というものをできないものかという構想を今考えております。今、会長を中心にして、商工会長も南町の中勇さんでありますし、今提案型まちづくり事業に応募してもいいんじゃないかというところまで話が進んでおります。なかなかそのアクションを起こすまでに時間をちょっと要しておりますけれども、そういったところで例えばこういう伝統の草刈り鎌、包丁などが町で売れば、この町の中で売ればやはり石川さんも考えるんじゃないかな。今ほとんど輸出なんだそうです。ですからもう自分一人でもう終わればもう終わりという考えがおありです。課長今なかなか行きにくい雰囲気だったと言いますけれども、別に一応お客さんになっていきますので、いつでも言っていただければ一緒に同行しますので、そういったことも含めて、こういう伝統産業を守ると。守っていくんだというこの町の思いというものをしっかり持っていて、商店街の活性化にもつなげていただきたいと思います。

時間がないので、次に移りますけれども、5点目の観光まちづくり協会についてですが、昨日の答弁でもありましたけれども、ツール・ド・347、シートゥーサミットなどは中新田の商店街にも人の流れをつくるというように前には答弁していたと思うんですが、昨日の答弁では仙台から薬葉に直接来て、もうそのまま帰ってしまう、これは仕方がないという答弁、これはちょっと私は納得いかないんですが、土産センターの売り上げというのは、このイベントがあっても上がっているんでしょうか。それから加美町振興公社もアウトドアランド形成事業では利益が上がらないとしています。一体その今回のこのアウトドアランドのイベントがどこに経済効果があったのか。今回そのまちづくり協会が薬葉に移動するとい

うのは、このアウトドアランド形成事業の事業をさせるために移転させるんですか。この点についてお願いします。

○議長（工藤清悦君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） 農林課長補佐でございます。

ツール・ド・347、シートゥーサミット、そういったときの土産センターの売り上げでございますが、こういったイベントについては土曜、日曜日とかの開催でございまして、普段も週末は土産センターに来るお客さんは多い状況でございます。そういう多いお客さんの中で、正直その参加者が来てこのぐらい買っていたというところまでは、正直把握し切れていない状況でございます。全体の売り上げにつきましては、ここ数年減少気味でございまして、今年度も前年よりも下回る見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

土産センターについて今、農林課のほうからお答えがあったんですが、例えばマラソン大会とかやったときに、どうしても通行動めでその時間が長ければ長いほど、土産センターのほうにもご迷惑をかけたという経緯がありました。そういったことの反省点で、フェスティバルという新しい試みをやったときには、ご迷惑をかけないようなということで対応しているんですが、このアウトドアスポーツに関しても、そういったご迷惑をなるべくかけないようにということをまず配慮してやらせていただいております。土産センターについては今お答えあったとおりなんですけど、実際にツール・ド・347あるいはシートゥーサミット、特にシートゥーサミットの場合は2日間ということで、当然皆さんどこかに泊まりになるということで、昨日町長の答弁にもありましたけれども、実際に町内の宿泊施設、かなり泊まりいただいていますし、あとはシートゥーサミットでも大会自体は当日なんですけれども、前日から来られたり、あるいは大会が終わってから薬葉の施設にお寄りいただいたりということで、経済効果は十分に出ているのではないのかなと思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 経済効果は十分に出ていると言いますけれども、しっかりそれ具体的な数字とかを出すような調査、イベントが終わったあとの検証、そういうものをされておりますか。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

例えばシートゥーサミット、あるいはツール・ド・347のその日、その前後、宿泊施設とかあるいは施設への来場者数の数値がありますので、それを拾ってそれでも比較ということなかなか比較するものがないので、前年度あるいは前々年度ぐらいの同じ時期の同じ曜日の数字と比較をしています。必ずしも100%ふえているというわけではないんですが、そういうものを見ますと、やはりふえているのではないかなという感じはありますし、それについては資料としてお見せすることは可能ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 先ほど申し上げましたけれども、こういったイベントに集まるその観光客を参加者も観光客と入れるのか、含むのかどうかはわかりませんが、流れを中新田にも向けると、それでゲートウェイとしての中新田に観光まちづくり協会があるべきだと私は思っています。本来の観光まちづくり協会の役割として、昨日米木議員もありましたけれども、先ほど町長からもありました。観光地域づくりと地域の皆さんを巻き込んで商店街の皆さんも巻き込んでという観点からいえば、私は菓業にその事務所を移転するというのは非常に不可思議なことであると思うんです。これに関して観光まちづくり協会のほうに私のほか議長名でもお願いしました。ほかの議員の方も何名かお願いしております。議事録を提出してもらえないのかということで、お願いしているんですが、出せませんと。最初はないという。しかし、出席した理事の方からはテープをちゃんと録音していましたよということで、お話を聞いておりますので、そうしたら今度はまだ起こしていないと。1月の分はもうできているはずですよというお話をいただきましたので、そのこともお願いをしましたら、今度は正式な手続きを踏んでくれと。そして、理事会で承認がなければ出せないという回答でした。何か提出できない理由があるんでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

提出できない理由はないと思っております。ただ先ほど実は時間的な系列でご説明いただきましたけれども、ちょっと確認なんですが、第7回目の理事会は1月23日、第8回目の理事会は2月13日と。最初に議員さんのほうから議事録と言われたのが8回目の2月13日のほうでございます。こちらについてはまだ原稿起こしがすっかり終わっていないということで、お出しできないという返事でした。7回目の1月23日については、議事録としてはあるんで

すが、昨日いただいたお話で、事務局のほうに確認をしたら、手続き的には開示請求をしていただいて、手続きを経た上でないということでの回答をさせていただいたということでございます。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1 番（味上庄一郎君） どうしてもこの件については、この議事録の提出がないというのは納得いきませんので、ぜひとも出していただけるように議長の方からもお願いしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（工藤清悦君） はい。わかりました。

○1 番（味上庄一郎君） それでは次の6 番目なのですが、もう大分時間がなくなってくるので、中新田公民館建設について、当初予算に計上しなければならない、この点については随分ほかの議員も質問しております。当初予算が減額をしましたよという既成事実のために今回当初予算で上げないだろうなと思っております。設計では平屋建てになっておりますが、現在の中新田公民館と比較して建坪はどのぐらい違いますか。

○議長（工藤清悦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（上野一典君） 生涯学習課長でございます。

現在の中新田公民館に関しては1,500平米、今度検討しているのが1,500平米の同じ広さでございます。部屋数に関しても同じということで、（「施設の床面積」の声あり）床面積が1,500平米でございます。ちょっと坪数まで今はわかりませんので、あとでお答えいたします。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1 番（味上庄一郎君） 同等の平米数というのは床面積であって、今現在2階建てですよ。だから建坪は当然ちょっと違うと思うんです。その辺あとで確認をお願いします。

それでは大綱2 問目の質問に移らせていただきます。

教育長、お待たせいたしました。

1 点目、町では特別支援の児童生徒を対象とした手をつなぐ親の会というものがございます。その支援をしてきていると思います。今年度の活動内容と令和2 年度の活動計画について伺いをいたします。

2 点目、学校再編について、小野田、宮崎両中学校の統合検討委員会からは答申が出されました。現在の進捗状況、また鹿原、東小野田小学校の統合についての進捗状況をあわせて伺います。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） おはようございます。教育長でございます。

それではただいま味上議員からいただいたご質問にお答えいたします。

まず初めに、手をつなぐ親の会についてお話を申し上げます。手をつなぐ親の会は、特別支援教育についての理解を深め、加美町内の障がい児を見守り、その福祉の増進を図ることを目的に設立されております。加美町全体の手をつなぐ親の会と、中新田、小野田、宮崎の各地区の手をつなぐ親の会があります。

令和元年度の加美町手をつなぐ親の会の活動の内容についてですが、主な事業は2つあります。1つ目は交流事業で、7月に色麻町と合同の加美郡特別支援学級児童生徒交流会というものをやくらいウォーターパークで開催しております。参加者は94名、児童が44名、生徒12名、引率教員38名で実施されております。2つ目の事業は会報の発行であります。今年度は3月に発行を予定しております。

また、各地区の手をつなぐ親の会の活動内容としまして、就労支援施設への見学会、それからクリスマス会、管内特別支援学級児童生徒作品展、通称みんなの作品展とっておりますけれども、その作品展の見学といった事業をそれぞれの地区ごとに実施しております。

なお、令和2年度の活動計画につきましては、令和元年度と同様の事業を行う予定で計画されているということであります。

続いて学校再編について説明を申し上げます。

小野田中学校、宮崎中学校の統合につきましては、答申書の提出を受けておりまして、1月29日から宮崎地区、小野田地区の小中学校の保護者の皆様に対し、7カ所で説明を行っております。2月10日から旧旭小学校区を含む小学校区の地区住民に対して6カ所で説明会を実施しまして、中学校再編の経緯、答申内容の概要などについて説明会を実施してきたところであります。両中学校の保護者、それから小野田地区の保護者、地区住民、賀美石小学校の保護者、地区住民の方々からいただいた主な意見としまして、制服のこと、それから部活動の生徒間の交流事業の話など、統合が決定した場合の意見が多く寄せられました。また、2年間の準備期間を不安視する声があった一方で、もっと早く統合すべきというご意見もいただいております。宮崎小学校区の住民説明会では、答申前に説明会をすべきとした意見や、新聞報道への批判など、委員会に対する批判的な意見、統合時期について見直すべきとした意見がありましたけれども、最終的には答申内容にご理解をいただいたものと感じています。しかし宮崎小学校の保護者や、旭地区で行った説明会におきましては、旭小学校が閉校時に

5年生で現在宮崎小学校に通う6年生の旭地区の児童が、中学3年になるときに今度は中学校の統合に当たるという不満や、その統合そのものに対する反対といった意見などもあり、大変厳しいご意見をいただいております。また、鹿原小学校につきましては、複式学級の解消を図るとした学校再編の基本方針をもとに、平成24年に保護者や地域住民を対象に説明会を実施しておりますが、その後、鹿原小学校のPTAが実施したアンケート調査によりまして、8割近くの保護者から統合には反対ということから、教育委員会としましては平成27年4月の統合については見送りを決定いたしました。しかし、その後も児童数が減少し、令和2年度からは完全に複式学級になる状況を踏まえ、平成30年に懇談会を3回開催しまして、その間、在校生保護者及び未就学児保護者を対象としたアンケート調査を実施しております。アンケート調査におきましては、統合に賛成が29.2%、どちらかという賛成が29.2%、どちらともいえないが16.7%、どちらかという反対が20.8%、反対が4.2%という結果をもって、統合への理解を求めてまいりましたけれども、まだ反対の声が強く、現在結論が出ない状況に至っております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 1点目につきましては事前通告を行った結果、改善していただいたようですので、2点目について再質問をさせていただきます。

中学校の再編、小野田、宮崎の統合について、説明会の資料を見ますと、中学校の開校が令和4年、生徒数は222人、数年後には推定で153人、開校して数年後にはまた再編となり、大変矛盾を感じております。中学校再編に係る整理事項に、加美町一学区とした場合、14の普通教室が必要との項目があります。この整理事項からすれば、令和4年開校から2年すると中新田中学校で全学区の収容が可能となります。教育施設の統廃合の一環でありますけれども、現在進めていることに異議はありませんけれども、統合して閉校、開校して閉校、このことが続きますと、どうも子どもたちに与える影響、また地域に与える影響も大きいと思いますが、教育長の考えをお願いします。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

確かに統合したあとも生徒の数は減ってまいります。ただ生徒の数が減っていった、また少なくなったから中学校同士が統合、ということの選択肢だけではないと考えております。今3校統合ということも、当然今回中学校の再編を考えるとときに、町内には3つの中学校があ

りますので、2校統合か3校統合かということで、それも検討してまいりました。それで加美町の町の面積を考えたときに、通学時間というのを考えたときに、今の中新田中学校の位置で果たしていいのかと。町の中央に持ってくるべきではないかなという考えもありました。それからあと現段階で3つの中学校の生徒を全部収容することはできない。今、味上議員から何年か後には3つ一緒になれると。ただ目の前の子どもたちに、我慢させることはできないなど。非常に今子どもたち、決して各中学校で教科の免許を持った先生をそろえられないとか、あるいは部活動、現在やっているものについても存続が危ぶまれる。あるいは選択肢が狭い。そういう状況を考えたときに、いち早く統合すべきであると考えて2校統合ということで進めております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） ありがとうございます。

最後に町長に提言を申し上げたいと思います。

就任から8年余り、新庁舎建設を先送りしてきたつけが今日の財政悪化を招いていると思っております。庁舎が1カ所であれば、職員の数も減少できたはずでありますし、初日の14番議員の質問の質問にもありましたが、学校の存在はその地域にとってのよりどころであり、統廃合によって就任当初の三極自立は、もはや三極衰退に進みつつあると私は思っております。私たち議員も町長の凡人には思いつかないようなアイディアに、その都度事業効果を期待して賛成してきた責任もございます。国立音楽院に関しては、現在担当職員の努力によって、指定管理に向けて進んでおり、生徒数がふえたとは言えませんが、学ぶ生徒には何の瑕疵もなく、むしろ応援したいという気持ちもございます。二兎を追う者は一兎をも得ず、音楽、アウトドア、薬草、新エネルギーなど、次々とアイディアを生み出してはおりますが、その多くは中途半端であり、効果が出るまでに時間を要するとしてほとんど実を結んでいないと思います。今まちづくりの最大の足かせになっている汚染牧草の処理にこそ果敢に立ち向かうべきであり、これまでの政策の多くは住み続ける多くの町民にその効果は感じられないと思っております。交流人口の増加も確かに大切だと思いますけれども、まずは今住んでいる町民の生活に目を向けるべきであり、住民生活第一の施策に重きを置いた政策に邁進していただきたいと思います。もし答弁があればお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この8年間、住民生活第一に取り組んでまいったつもりでございます。

ほかの地域に比べて住民サービスが劣っているということは私はないと思っております。このことは多くの方々に評価をしていただいております。それにプラスして、未来志向での取り組みも行っていると。まちづくりはこれは息の長い取り組みでございます。すぐに実を結ぶというものはむしろ少ないだろうと思っております。しかしながら将来に向けた取り組みもあわせてやっていかなければ、やはり将来の町が存続は危ぶまれますので、皆さん方のご理解もいただきながら、さまざまな事業に取り組んできたところでございます。

また、この三町合併した町でございますので、私はやはり佐藤善一議員がおっしゃったように、合併当初の理念、均衡ある発展、やはりこういったことを念頭に置いて町政運営をしていかなければならないと思っておりますので、必ずしも全て効率よく1つにまとめればいいというわけでもこれはないと。このことはある意味では三町合併の宿命でもあります、そのところもご理解いただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、職員も一丸となって皆さん方の協力もいただきながら、持続可能な魅力あるまちづくりに邁進してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして、1番味上庄一郎君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。11時35分までといたします。

午前11時23分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

生涯学習課長より、発言の申し出がありますので、これを許可したいと思います。生涯学習課長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（上野一典君） 生涯学習課長でございます。

先ほどの味上議員の質問の中でお答えできませんでしたので、申しわけございませんでした。

先ほどのは延べ床面積でございます。建坪に関しましては、現在の公民館が840.51平米でございます。今計画している新公民館に関しましては、1,429平米となります。ただしちょっとひさしの部分がございますが、ひさしの部分が若干プラスされるということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） それでは、通告11番、8番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。
ご登壇願います。

〔8番 伊藤由子君 登壇〕

○8番（伊藤由子君） 通告に従いまして、2点質問いたします。

最初に、学校給食の現状について。

学校給食に関する課題が各地から聞かれるようになってきています。いわゆる1人当たりの栄養状態が充足されていないのではないか。給食費の未納が増加しているようだ。給食費値上げをせざるを得ない状況にある。などです。加美町は、調理などを民間委託している学校が数校ありますが、以下の状況についてお伺いします。

- 1、加美町の学校給食食材の地場産品の使用実態について。
- 2、学校給食の栄養状態。
- 3、給食費納入の実態と対応。
- 4点目、食材の放射能検査の状況について。

お願いします。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

それではただいま伊藤由子議員からいただいた学校給食に関する質問についてお答えいたします。

まず、1点目に加美町の学校給食食材の地場産品の使用実態についてということでございますが、学校給食調理業務を平成30年度から民間委託しておりますが、献立の作成、それから食材の発注につきましては、学校栄養士がこれまでどおり行っておりますので、加美町の学校給食での地場産食材の利用率は高い状況であります。具体的には、学校給食における県内産野菜の利用推進のために、年2回、6月、11月に学校給食地場産物活用状況等調査としまして、宮城県産と加美町産の品目数の利用割合の調査を行っております。平成30年度の調査結果につきましては、加美町立小中学校で使用している県内産の品目数の利用割合につきましては、県平均24.8%を大きく上回る39.1%であります。県で上位9番目ということのようであります。それから町内品目数の利用割合につきましても、県平均5.3%に対しまして、27.2%、県で上位5番目になるという実態でございます。

また、年2回加美町立小中学校、保育所、こども園、幼稚園及び私立幼稚園等の給食で、

元気加美町地場産給食の日というのを開催しております。主な食材としまして、米、野菜、キノコ、牛肉、リンゴなど、町内産の割合としては1回当たり60%から80%となっております。

続いて、学校給食の栄養状態についてですが、学校給食法に基づき文部科学省が策定しました児童生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましいとされる栄養量の摂取基準11項目、エネルギー、たんぱく質、脂質、鉄分、ビタミン類などがありますけれども、そのうち令和元年度における給食栄養量充足率につきましては、11項目中、小学生では9項目において、ほぼ充足しております。しかし、中学生では5項目しか充足していませんでした。全般的に小中学生ともに鉄と食物繊維の充足率が低い結果となっております。摂取栄養量が基準に達しない理由につきましては、鉄分については基準値を満たすための食材が少ないということが挙げられます。現在鉄が強化されたヨーグルト、あるいは食物繊維入りのゼリーなどを用いまして、栄養強化食品を必要に応じて取り入れるなど、少しでも基準値に近づけられるよう改善に取り組んでいるところであります。

次に、給食費納入の実態と対応についてでございます。平成30年度における給食費の徴収状況につきましては、小学生1,074人中未納者は2人、中学生566人中未納者は1人という状況にあります。未納金額につきましては、合わせて4万8,840円。全体からすると割合として0.1%ということであります。

給食費の納入方法としまして、一部の学校で現金での授受、その他は口座引き落としということになっております。また、長期未納者へは校長等の管理職が訪問し、納入をお願いしているところであります。

続いて、食材の放射能検査の状況について説明を申し上げます。現在、学校等給食放射線濃度測定につきましては、小学校8校、中学校3校、こども園3園、中新田保育所の15施設を検査しています。平成24年7月より教育総務課ではほぼ毎日調理済み食材と原材料2品の検査を行っています。平成30年度は完成調理品167検体、原材料254検体を検査いたしましたが、全て不検出でした。また、学校やこども園の学習畑で収穫した食材も検査しており、平成30年度につきましては、5検体を検査しましたがけれども、こちらも全て不検出という状態になっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） それでは最初に連日話題になっていますコロナ感染についての関連につ

いてちょっと確認のためにお伺いします。

感染症予防対策として、全国的に、通告はしていませんが、これはすぐわかることなのでぜひお願いしたいんですが。

○議長（工藤清悦君） どうぞ。

○8番（伊藤由子君） 関連して、今ニュースになっている学校とか町としての不都合とか不具合が起きているようなんですが、例えば牛乳とか食材の納入に関して、子どもたちが給食に取り入れられない状況にあって、牛乳とかは当日納入されているかと思うんですが、そういったのを中心しているわけなんですが、そういった場合の契約業者との扱いはどうなっているのか。それからデザートとかは当日納入だから断っているのかと思いますが、冷凍食品についてはどういう扱いになっているのか、もしおわかりでしたらお伺いしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

まず今回の臨時休業に伴う学校給食の食材関係でございますが、基本的には2月28日現在でキャンセルをかけてございます。今回のキャンセルの中で野菜、果物、魚、肉等のいわゆる生鮮食品、それから牛乳、ご飯等については納入業者さんのほうにお願いをしてキャンセルをさせていただいてございます。一方、キャンセルはしなかったものとしましては、いわゆる乾物、調味料等、それからお米ですか、これは予定どおり納入をしていただいたようでございます。一方でキャンセルも保存もできないものということで、先ほど議員のほうからもご指摘のあった製品でございますが、いわゆるチルド製品と呼ばれるものでございます。こちらについては、残念ながら廃棄をするしかなかったということでございますが、一部こども園等で使えるということで、具体的な製品名としましては錦糸卵とか笹かまぼこ、こういったものは全部ではございませんが、一部こども園で利用させていただいたという状況でございます。

契約関係につきましては、納入されたものは当然お支払いをしなければいけないと。それから今回町内の業者さん等から快くといいますか、事情が事情だけにキャンセルという形で対応していただいたということでございます。全般的に言って、本町はご案内のとおり自校式方式でございますので、1回の発注量がさほど大量ではなかったということと、センター方式とは違いまして、ほとんどが手づくりで調理を行っているということで、一般的に言われている調理済み食品なり、あるいは加工食品の使用量が少なかったということで、廃棄する食材もかなり少なかったという状況でございます。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ありがとうございます。結果としては発注をキャンセルしたということによって、2月28日時点でキャンセルしたということで、大事に至らないというか、不都合とか不具合が生じるということ、最小限に抑えられたと解釈してよろしいですね。

それからもう1点、加美町では児童館を開館するという措置を取っていただいて、共稼ぎ世帯にとってはとても助かっているかと思うんですが、児童館開館に当たって昼食については子どもたちにどんな連絡をされたのかだけ。例えばそんなに多くないんですが、2、3の自治体では児童クラブ単位で給食の一部、簡易給食みたいなものを配布しているという情報もありますが、児童館開館に当たって昼食についてはこれこれこういうふうにしてほしいという連絡を学校からはしているのかどうか、おわかりでしたらお願いします。

○議長（工藤清悦君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

放課後児童クラブの昼食ということでございますが、放課後児童クラブ、長期休業日とかは全てご家庭で持参するということになっております。このあたりはスムーズにお子様たちが親御さんから準備していただいてご持参しているということを伺っております。

以上になります。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ありがとうございます。

それでは本来の質問に入りますが、ただいまご説明いただいた中で、地場産品の使用状況については、もう県内でも圧倒的に県内産使用が第9位とおっしゃられていたかと思いますが、39.1%と県内産のものを使用している割合ということですね。それから町内の町内産を利用している割合は27.2%といえども県内では5番目に高いんだということをお伺いして、加美町の給食、とても自慢できるんじゃないかなと思います。2016年に成長戦略として日本国内は問わず、世界でもそうなんですが、地場産品のものを使いましょう、安全なものを使いましょうということを言い始めているわけなんです、国産食材もアピールしていこうということになっているわけなんです、加美町としては町内産も県内産もこんなに使っていますよと自慢できる、アピールできる材料になっているのではないかなと、私はまちづくり、移住・定住策にも貢献できる一つの材料なのではないかなと思いました。

では2つ目なんですが、加美町の学校間で地場産品、たくさん使っているようなんですが、

せめてぜひこれだけは加美町のものを使っていきます、使っていくという申し合わせ事項、加美町給食会というか栄養士部会なんでしょうか、これだけは、例えばさっき使っているものの種類、米とかキノコとかというお話があったんですが、これだけは加美町産のものを使っていきますという申し合わせ事項というか取り決めがもしおありでしたら、お伺いします。

○議長（工藤清悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

実際取り決めをしているかどうかというのはちょっと把握はしてございませんが、各地区それぞれ特産といいますか、特色のある産物があるようでございます。例えば宮崎地区であればアマランサスなりキクラゲ、タケノコ、小野田地区であれば菓菜高原で収穫されました大根、白菜等、それからワラビ、ナメコ、白米、中新田地区であればネギ、エノキ、サボイキャベツ等はほとんど町内産を使っているのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 地域ごとに自校給食のよさを生かしたその食材が使われているということがわかりました。全体を通して加美町のお勧めの食材といわれるものがおありでしたら、ぜひ紹介してほしいと思います。というのも、食べ物というか体に刻み込まれたものはずっと残っていて、あのとき食べたあの給食のあの味は忘れられないとか、おいしかったとか、残ると思うんですね。ずっとね。そういった意味でも一つの食育、教育の一環としては大事な側面ではないかと思うんですが、お勧め食材、栄養士さんのメニューの個性にもよるかと思うんですが、これが加美町のお勧めのメニューです、あるいは食材ですというものがおありでしたら、アピールという意味においてもぜひ紹介、お聞かせいただけたらと思います。

○議長（工藤清悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

学校給食については、現場の栄養士が献立を立てて、それを各調理員が調理しておるわけでございます。そういった中で毎日の給食がお勧めであり、非常においしいものだと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 毎日おいしいとは思いますが、これだけというのはあって、あると思うんです、きっとね。子どもたちに聞いたらきっとあると思うので、そのうち私のほうが聞

いておきたいと思います。というのも、給食地場産の食材を使った献立の日、年2回、元気加美町地場産給食の日というのがあるというご紹介でした。そのときに使っているものがきつとこれがお勧め、これが自慢の加美町食材と言えるのではないかなと思うんですが、その元気加美町地場産の給食の日のメニューをではここで教えてください。

○議長（工藤清悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長です。

地場産給食の日、平成24年から開始されているようでございます。第1回の地場産給食の日につきましては、夏野菜カレー、野菜サラダ、リンゴゼリー等が提供されておるようでございます。そして第2回目には加美町牛を使った牛丼が提供されたようでございます。それ以外にもポークカレーなり、加美町餃子等々の毎回工夫を凝らした給食が提供されているようでございます。ちなみに過去に加美町産牛を使った献立は、第24回の2回目と平成26年のすき焼き風煮と読むんですかね、それから昨年11月牛肉のしぐれ煮というものが提供されたようでございます。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 今聞いていたら、もうすごいって、これは絶対ニュースになるし、加美町広報で取り上げてもいいのではないかなと思ったんですが、加美町産牛肉を給食で出しているというのは、なかなかじゃないかなと思います。大きさはそんなにないようですが、何グラムかのようにすけれども、これはとても子どもたちにも自慢していいし、これからしょっちゅうというわけにはいかないまでも、加美町の給食には牛肉、加美町産牛肉が出るんだよということは、とてもニュースソースとしてもすごく素晴らしいのではないかなと思うので、これからもぜひもうちょっと大きめにして続けていただけたらと思います。

それでは次の質問に移ります。

給食食材に関して、現在もなお放射能検査を計測しているということをお伺いしました。昨年の10月初めでした。食パンやパスタなどの小麦製品から除草剤のグリホサートが検出されたというニュースが雑誌と新聞に載りました。ほとんどが輸入小麦粉だったということで、国産の小麦粉からは検出されていないということだったんですが、学校給食会ではそのことについて、話題になっていたのかどうか、そういったことについて何か対策とか、県としてというか、町としてというよりは、パンとかパスタとか納めている側のほうでの対策があったのかどうか、もしおわかりでしたらお願いします。

○議長（工藤清悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

まず本町学校給食に納入されているパンでございますが、原料につきましては、アメリカとカナダ産の小麦が70%で国産が30%という状況のようでございます。学校給食に提供される原料の小麦に関しましては、農林水産省で食品衛生法なり飼料安全法に基づき規制値、基準値を超えたものは学校のパン等の原料には使わないということで、一般の流通している小麦粉と学校給食に使われる小麦粉につきましては、特に学校給食については農林水産省の基準値を超えたものは一切使用しないという状況になっているようでございますので、いわゆるグリホサートについては検出されていないという状況でございます。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 私もちっと詳しく調べていないんですが、日本の基準がちょっと緩やかになってきたということで、検出されだしているというか、もうちょっと以前よりもふやしてもそれがパスされているという状況にあるというニュースでしたので、ちょっとそれが給食のほうには使っていないんだということであればとても安心なんです、その辺は私のほうでもうちょっと調べてみたいと思います。

それから、先ほども話しましたが、SDGsの考え方、オリンピックだけではなくて、食品の安全性に関しては、子どもが対象であることから、私は無関心でいられないのではないかなと思っています。日本の食文化と国産食材をアピールする場として、オリンピックが位置づけられたりしてはいますが、日々の給食についてもそういうことは留意していただけたらと思います。安全性が何よりですので、私たちにできることは子どもの口に入るものはせめてより安全なものをということで、ずっと気をつけて注目していきたいなと思っています。ぜひよろしくお願いします。

それから説明の中に学校給食費納入の実態とかがありましたが、みんな頑張っているんだなと感じました。なかなか給食費納入の実態についてはほかの自治体では困っていたりするんですが、うちのほうは頑張ってみんな払っているんだなという思いを受けました。ただこの中で校長先生が訪問して、ぜひお願いします、よろしくお願いしますというお願いをしてお支払いを催促しているというか、という状況にあるというお話ですが、この方についてはほかの支援、生活保護とか準要保護とか、そういう対象になっているわけではないのかどうかだけ確認させていただきます。

○議長（工藤清悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 現在の未納者がいわゆる要保護、準要保護になっているかどうかというのはちょっと確認はしていないんですが、基本的には教育委員会から各学校に就学援助費等を支給してございますので、学校によってはそこから給食費等を差し引いた形で支払われているケースが多いのかなと思ってございます。なので実際要保護か準要保護の方が未納になっているかどうかというものでは把握はできてございません。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） わかりました。食材の放射能検査は全て不検出だということになっております。だんだん9年もあの原発事故からたってきて、みんな感覚が麻痺してきて忘れられているかと思うんですが、終わったわけではないし、完全に問題が解決しているわけでもないの、この食材の放射能検査はずっと続けていただきたいなと思います。

それでは2点目の質問に移ります。

みんなお腹空いてきているので早くという後ろから感じております。

2点目、避難訓練の状況についてお伺いします。

東日本大震災から早9年を迎えます。また、今年の台風による豪雨災害も記憶に新しいところです。災害は忘れたころにやってくると言われています。避難計画に基づいて行われる避難訓練は、過去の体験を踏まえて見直しがされていると思われませんが、各学校において実際はどのように行われているのか、お伺いします。

1点目、原発事故などによる放射能汚染、被ばくに関する項目は計画に明記されているのかどうか。

2点目、実際の放射能汚染、被ばく防止について説明、講話は行われているのか。また、そういうことを想定した避難訓練は実施されているのかどうか。

3点目、今年の台風による豪雨災害時の地域の被害状況について、説明、講話は学校の発育段階に応じてだと思われていますが、実施しているかどうか。

4点目、防災マップは学校で活用されているのかどうか、お伺いします。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

それでは避難訓練の状況についてのご質問について4点ありました。これについてお答えいたします。

まず1点目ですけれども、各学校におきましては、自然災害だけではなく、交通事故や不審者出沒、怪我などの対応や防災教育計画、避難訓練計画をまとめた学校危機管理マニュアル

というものを作成しております。委員会では毎年点検、見直しをするよう指示をしているところでもあります。あわせて、各学校の立地する条件や社会的条件に合わせて対応について整備するよう指示しているところでもあります。原子力災害を想定した対応については計画に明記してあるのは6個ということになります。

続いて2点目になりますが、加美町におきましても福島から避難している方々がいらっしゃいますので、間違った知識で対応しないためにも、原子力災害や放射線について正しい知識を理解するための学習を年間指導計画に位置づけ、各学級で児童生徒の実態に合わせて指導しているというのが9校ございます。また、原子力災害想定避難訓練を実施しているのは1校だけあります。ただし、竜巻や弾道ミサイル発射を想定し、屋内に避難する訓練をしている学校は2校あります。それから被ばく体験についての講話を行っている学校もあります。

3点目になります。台風19号の後に地域の被害状況を話しながら避難行動について考えさせるなどの指導の機会を持った学校は9校ございます。その中で、朝会や集会などで一斉に指導したというのが3校、それから各学級や学年で指導の機会を持ったのが6校という実態になっております。

4点目の防災マップの活用でございますが、加美町防災マップを活用しているのは10校ございます。活用の仕方につきましては、さまざまありますけれども、小中ともに理科の学習や防災教育で、住んでいる地域の被害想定を理解したり、どこに避難すべきかを考えたりすることの一つの材料として活用している学校があります。また、中学校におきましては、中学生に住んでいる地域の危険箇所などをわかるように提示しまして、災害時に自分で判断して行動できるように、日ごろから声がけをしている学校もあります。さらに台風の接近、あるいは暴風のときに学区内に浸水する地区がどれくらいあるか調べたりするのに活用しているようであります。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） この質問は、大震災後3年ぐらいたった後に1回しておりまして、ぜひ原子力災害についての項目を明記してほしいとお願いした経緯がありまして、検証の意味で再質問しております。あれはどうなっているのか、議会広報にもありますが、あれからどうなったのかという意味での検証です。何度も話しますように、3.11から9年たって、大人にとっては当時の記憶が薄れてきています。ほとんどが忘れられていることもあります。

と同時に、小中学校の子どもたちにとっては、2011年の時点で生まれた子どもは今9歳かな。小学校6年生、今12歳だとすると当時は3歳。ですから6年生以下の子どもはもうほとんどわからない。中学生に至っても13、14、15歳までの子どもたちがいるとしたら、もう本当に記憶はあの幼いときのままということで、記憶のない子どもたちがふえてきているのは実情です。という意味においても、せめて避難計画、防災計画の一環ですが、その避難計画には体験を無にしない、体験から学んだことを生かす、被害を防止する視点があってしかるべきだと私は思っています。今のお話を聞いたら、計画に明記しているのは予想よりはちょっと少なかったかな、半分ぐらいと思ったんですが、6校でした。原子力災害の避難訓練を実際に行っているのは1校。小中どちらだかよくわかりませんが、1校あったと。原子力災害についての学習は9校ともしているというお話でした。

例えばその発達段階に応じた説明、講話は実施されているのかどうかというのも詳しく見ないとわからないんですが、当時、ちょっと投影機お願いします。当時幼児、幼稚園とか保育所とかではあったかと思うんですが、必ず説明していたと思います。これは幼児向けの教材としてつくられた絵本なんですけど、詳しいことは幼児です所以说っていない、こういうふうに煙突から出た危険なものが降ってきていますよ。だから風の強い日は砂ぼこりが舞っていて、その中にいろいろな怖いもの、危険なものが入っているんで、マスクをつけて吸い込まないようにしましょうねということとか、これは一番みんなやったかと思うんですが、外へ出たとき落ち葉や水たまりに近づかないで。そこには危ないものがついているからさわったりしないでとか、そういうことを小さい子どもには確かやったと思います。

それからこれは子どもにはどうしようもないとは思いますが、遠くなるべくここでいろいろな危ないことが起きたから、ここから遠くでとれたものを食べるようにしてというのは、これは大人向けの絵本でした。こういうことを小さい子どもには話したと思います。水を外に行ったら、雨にも当たらないようにしようねというような。

それからこれは小学生も中学生も該当するかと思うんですが、向けにつくられている絵本です。外部被ばくのことを書いています。外からいろいろな目に見えない、さわれない、形がない、放射線は形がない、さわれない、目に見えないから、いつどこで浴びるかわからないんだよ。そういうものから身を守るためには、遠ざかったり、その物質と体の間に通さないものを置いたり、あるいはコンクリートの建物に入ったりして、身を守るんだよということなどが書かれています。

要するに、放射能被ばくの三原則。離れる、遮蔽する、その危険なものと触れる時間を少

なくする、その三原則を私は小さいうちからきちんと身につける必要があると考えて、ぜひ学校ではそういった発達段階に応じて、せめて内部被ばく、外部被ばくという言葉は知らなくても、そういうことぐらいは伝える必要があるのではないかなと思っているわけなんです、そのことについてはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

やはり大事なことは小さいときから機会を捉えて教えていくことが必要であると思っております。小中学校につきましては、原発事故あるいは放射線についての学習を行っているわけですが、実は今教育委員会のほうで具体的にどういう内容でというところまでは押さえておりませんが、文部科学省のほうでも副読本等をつくっておりますので、それらを活用しながら発達段階に応じて指導しているのではないかなと思っております。大事なことであると考えております。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） これは今お話ししたのは外部被ばくですが、次は内部被ばくについて書かれているところです。

これは中学生以上、大人まで絶対必要なことかと思うんですが、ものを選ぶことによって少しは防ぐことができるかもしれない。食べ物や飲み物と一緒に口から取り入れることによって、体の中に入って行って、なかなか出てこないものなんです。小さい子どもほど水分と一緒に水溶性のものだったら外に出て行くんですが、おしっこと一緒に出ていくんですが、今発見されたセシウムボールといって、不溶性、水に溶けないようなものは体にずっと残るといわれていますので、これは食べ物を選ぶのは大人の責任かとは思いますが、こういったことでも被ばくは内側に入った体の中に入ったものによって臓器が被ばくしていくんだよということもありますので、今教育長さんがおっしゃったように小さいうちから難しい言葉はなくても、きちんとせめて災害が起きたときには、外に出るとき、ものをかぶるとか雨に当たらないとか、土やいろいろなものにさわらないとか、そういったこと。それからコンクリート製の建物に逃げ込むとか、そういった基本的なことは伝えてほしいなと思います。

それからこれが文部科学省から出ている放射線副読本ということで、これを使ってきっと学校ではいろいろお話ししているかと思うんですが、この中に被ばくの防止とか、なかなか出てこなくて、一番最後にだけ三原則が書かれています、やっぱりここにも。放射性物質から

離れる。距離。それから遮蔽するというのでコンクリートの建物に逃げ込む。それから危険なものそばにいる時間を少なくする。この三原則が書かれているのが学校で使われているかと思うんですが、これについても学校で説明しないと、一人一人に渡されてはいるんですが、なかなか見ることはないかなと思います。みんな持って、私広原小学校から借りたんですが、金曜日に慌てて持って帰りましたということがあって、なかなか説明する時間は取れないでいるという現状もありました。ぜひ先ほどの三原則についてはお願いしたいと思います。

それから身近で起きた地域の災害について、予想外にちゃんと伝えているんだなということがわかってほっとしました。というのは、一斉指導したところは6校あるけれども、それぞれの学年で指導しているのが台風の豪雨災害については9校もあったと。それから防災マップは学校で意外と使用しているんだなということがわかって、すごいこれはつくっている側としても甲斐があることだと思うので、ぜひぜひもっと使う、活用する学校をふやしてほしいなと思います。身近な地域の災害についてはせめて川の名前とか、状況を知らせる必要があると考えていますが、先ほど教育長さんもおっしゃっていたように、防災マップを活用することで、自分の住んでいる地理的、あるいは地形的状況を知ったり、予想される浸水地域がどこにあるのかを確認する意味でも、これは活用の意味は非常に大きいと思います。中学生にとっては、この活用は必須だと思うんですが、ぜひ教育長さん、校長会等の折にそのことを具体的に伝えていただけないでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

今教育委員会のほうでは、町内の園、それから小学校の防災担当者、それから危機管理室、それから警察署、消防署、それらの構成メンバーとして連絡協議会をやっております。その中でお互いの事例を発表し合って研修したりとか、そういうこともやっておりますので、防災担当者にこういう機会を捉えてお話をして各学校で推進するように進めていきたいと考えております。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 今後も異常気象等による災害が予想されます。学校だけに頼むのではなくて、私たち大人も身近な子どもたちに伝えていくということをやっていききたいと思いますが、ぜひ教育の場では確実に伝えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして、8番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。

昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時25分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは通告12番、2番猪股俊一君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔2番 猪股俊一君 登壇〕

○2番（猪股俊一君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告いたしました2点質問をいたします。

1問目の、森林整備の実施と森林経営の実現についてを質問いたします。

森林、林業を取り巻く情勢は、木材価格の長期低迷により林業生産活動が停滞し、森林を適切に管理していくことが困難になり、厳しい状況にあります。その状況の中でも、近年、豪雨災害の防止、地球温暖化防止における森林の働きが多くの人に認識されてきております。

以下の点について伺います。

①町面積の70%以上の山林を有する加美町の財産を、最大限に生かした森林再生の取り組み状況は。

②持続可能な森林経営の実現に向けて、町長はどのように考えているのか、伺います。

お願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、猪股俊一議員のご質問、第1点、森林再生の取り組みについてお答えをさせていただきます。

まず、加美町の森林面積であります。総面積約4万6,000ヘクタールに対しまして、3万3,600ヘクタールございますので、73%が森林ということになっております。そのうちの1万5,000ヘクタールほどが国有林。ですから、約半分が国有林ということでございます。そして町有林の面積は約1万8,000ヘクタールとなっております。

森林再生の取り組み状況でございますけれども、森林の多面的な機能を発揮させるためには、植栽、下刈り、そして間伐などを行って健全な森林を育てることが必要でございます。

一條議員にもお答えをさせていただいたわけでありますけれども、森林管理法が平成30年5月に制定されまして、昨年の4月より施行されております。この森林経営管理計画、森林経営管理制度は、経営管理が行われていない森林について町が仲介役となり、森林所有者の経営管理を町が受託し、林業経営者に再委託するというものでございます。これまで森林の整備がなされずに荒廃していた山に手を入れ、林内環境の改善を図り、防災など森林の持つ多様な機能を発揮させることが期待されている取り組みでございます。

2点目の、町長はこの持続可能な森林経営に対してどう考えているかということでありますけれども、経営管理が行われていない森林につきましては、森林所有者の意向に応じて町が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐ森林経営管理制度が昨年より運用されているところでございます。

本町の私有林の人工造林地3,960ヘクタールのうち、自然的な条件がよく、林業経営が現在も行われている森林につきましては、これまでどおり林業活動による循環利用が図られることとなります。しかしながら、施業が行われずに林業経営に適さない森林につきましては、森林環境譲与税を活用しながら間伐等の適切な森林整備を推進し、森林の多面的機能を発揮させたいと考えております。

また、所有する森林でみずから伐採等の施業を行う自伐型林業の取り組みでありますけれども、全国的に地方創生の事業であったり、地域おこし協力隊の事業を活用して行っている自治体もございます。これらの活動内容、それから林業経営の実態等については注視をしながら、本町の林業活性化のための有効な取り組み等について検討してまいりたいと考えております。

以上2点、答弁をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 私は本町の森林は、昭和の30年から40年にかけて1,200ヘクタールに及ぶ植林事業が実施され、これは主に部分林というそういう名目で集落等に貸し付けたものですが、これが今非常に、返地というか、分収林が返されていると。そこに一番重点を置いて質問していきたいと思っております。

この部分林に関してですが、町ではその事業団というものはどのくらいの状況でやっているのか。その辺の詳しいことをお聞きしたいんですが。

○議長（工藤清悦君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（佐々木 実君） 今の質問、ちょっと確認したいんですが、部分林

についての事業団ということの作業はどのようなということなんですけれども、部分林につきましては、経営がまだ集落とか権利者のほうにある場合は、町では特に何もしないので、返された場合については森林管理作業員が作業をしていくんですけれども、返される前でしょうか。返された後なのでしょうか。すみません。

○2番（猪股俊一君） 返された後のこともあるんですが、返される前のこともぜひお聞きしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（佐々木 実君） 部分林ということで、広義な捉え方でしょうか。それとも、宮崎部分林保護組合のことになりますでしょうか。

○議長（工藤清悦君） どうぞ。

○2番（猪股俊一君） 主に宮崎の部分林のことをお聞きしたいんですが。

○議長（工藤清悦君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（佐々木 実君） 昭和29年に宮崎村と賀美石村が合併して、その際に賀美石地区につきましては、全部村有林を賀美石地区民に分配し、そして宮崎地区につきましては、分配しないで町のほうに、集落ごとに貸したという経緯がございます。分収割合が、組合員の方々が9で、町のほうの土地代という形では分収契約1という、そういう内容で、集落の方々が町有地を活用しまして、そこで植林活動を行い、保育を行って、収穫してというようなことなので、施業自体、管理自体は集落の方々、権利を持つ方々で行うということの内容になるかと思います。

○議長（工藤清悦君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） ありがとうございます。

部分林のその組合のことはわかりました。そして伐採をして、間伐をして、町に、もう作業をやる人が集落にいなくなったと、若い人たちはやらないと、こういうようなことで、町に返された場合、どういうふうに町では、返されてからどのように行っているのか。再造林だったり、いろいろ計画的なことはあると思いますが。前に、5年間ぐらいはそのままにしておき、その後再造林を計画的に行っていくというようなお話を聞いたんですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（佐々木 実君） 集落の分収事業が終わりましたら、町のほうでお受けいたします。ですが、宮崎部分林保護組合の土地につきましては地上権の設定がございまして、

そちらを解除していただいて返地届ということで、皆さん町のほうに返しますよという同意を得られたその証として、返地届出の手続をいただいた場合につきましては、町のほうで昨日の回答申し上げたように、土地の条件のよいところにつきましては再造林をかけますし、前成木が余り好ましく生育しないような土地の場合につきましては、広葉樹ですとか、土地に合った管理を行っていきたいと考えているところでございます。

ですので、その辺の手続がちゃんと行われれば、町のほうで次のステージにというふうに仕事のほうを、施業のほうをつけていくというようなことで考えております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） それで、その手続を踏んで今まだ造林がなされていない、そういう面積はどのくらいあるもののでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（佐々木 実君） 手続が終われば何がしかの施業をするということになりますが、現在、返地されて何もしていないというところはございません。

○議長（工藤清悦君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） わかりました。何もされていないような土地が、山林がある場合に、これがどんどん返さたら困るなど、そういうことで、この部分林組合のことを質問いたしました。部分林については一旦終わらせていただきます。

加美町には、林業事業主が10社以上あると聞いておりますが、冬は朝早くから遠くに働きに行き、夕方遅く帰ってくると、このようなお話を聞いています。町で今、国からの森林管理制度ですか、そういうものを利用して民有林を事業主に委託をして森林再生をしているということですが、その面積は今はいくらあるのでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（佐々木 実君） 譲与税を今年度からいただいております、そちらで今基礎調査をやっている状況で、その基礎調査をしている状況でまだ林業事業体のほうに再委託までは至っていないのが現状でございます、これからのいわゆる令和2年度の作業としましては、その基礎調査の成果をもとに、山主の方々にご案内状というか意向調査のアンケートみたいなものを出して、それで、町のほうにお願いするとかいろいろな意見を出していただくというような、そういう流れで仕事を進めていくこととなりますので、それらを集約した上で、今度は林業事業体さんに再委託するものはそういった手続をするというふうになる

ので、もう少し時間がかかってくるかなと思っているところでございます。

○議長（工藤清悦君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） もう少しといいますと、どのくらい。どの辺から調べて、そしてその段取りというんですかね、仕事につなげるまでの期間はどのくらいあるんでしょうかね。

○議長（工藤清悦君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（佐々木 実君） 具体的に申し上げますと、令和2年から令和6年までの間の5年間で意向調査をやることを考えておりまして、なぜかといいますと、2,600人ぐらいの該当者がいますので、それらの方々のアンケートの集約を1年でやってしまうということは、とてもマンパワーとか、委託の業者さんも大変だということもありまして、この森林譲与税の環境税の関係の施業は、10年間ぐらいをかけてやりなさいというようなことがありますので、その中で調査に5年をかけても支障はないというような、そういった状況もあるし、市町村のマンパワーということも考えて、それぞれのやり方は任せますけれども、近年にあるような災害が多発して、そういったことのないように早目に間伐とかをやってくださいねというのが国の通知、通達でございますので、なるべくそういった災害が出ない健全な森づくりのために仕事をしていきたいなという考えで、今やっているところでございます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） それでは、まだまだ時間がかかるということでもありますよね。この間、室長のところにお邪魔したとき、電話が再三鳴って大変忙しいように感じたんですが、今後若い人たちに教えていったりなんたりするにもかなりの時間がかかると思いますが、手不足というか、マンパワーが不足をしているんじゃないですか。どうでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長であります。

森林整備対策室のマンパワーのお話がありました。今、3名いるうちの1人がちょっと休んでいる状況の中で、議員さんが訪問されたんだと思いますけれども、確かに現在、いろんな災害等の事務をしながら大変だというふうには自覚をしております。4月の人事においては、きちんとした配置をしたいと考えております。

○議長（工藤清悦君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） どうもありがとうございます。このことによって町の雇用が、10年後なのか、作業が始まるのが5年後なのかわからないですが、雇用にもつながり、若い人たちの

やっぱり定住というものにもつながってくるのかなと思いますので、どうぞ補助は国、県と助成があるようですが、町でも独自に助成をすとか、いろいろ財政難というお話が出ているわけですが、そういうことも視野に入れていただきながら、林業事業主が地元で働きやすくなるような、そんなふうに入力を入れていただきたいなど、このように思います。町長にはちょっとその辺を伺っておきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 林業で雇用を生み出し、そして若者たちが林業に従事をし、そして地域に定着をしていくという、望ましい姿だと思っております。なかなかすぐそういった姿にはならないと思いますが、そういった方向でこの事業も進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） ありがとうございます。町長がいつでも言っている、山は私たち町の宝であると、森林資源は大切に管理していきたいと、このようなことをずっと申しておったので、町長のご意見をいただきました。

続きまして、2問目の施政方針について質問をいたします。

利用自粛牧草について、耐用年数が経過した旧田代放牧場の保管分は、令和元年度に詰めかえをし、更新作業を完了し、そして農家保管分は令和元年度、そして令和2年度の2年間で詰めかえ更新作業を完了させると、安全安心に努めていくとありますが、以下のことについて伺います。

①400ベクレル以下の利用自粛牧草の処理について。

②旧田代放牧場で詰めかえ更新した利用自粛牧草の、今後の処理と計画についてを伺います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、まず400ベクレル以下の利用自粛牧草の処理について、お答えいたします。

この400ベクレル以下の利用自粛牧草につきましては、大崎管内、原則各市町ですき込みをするということで、既にすき込み処理を開始している自治体もございます。本町におきましても、町内に保管しております400ベクレル以下の利用自粛牧草につきましては、全量を草地へすき込みにて処理をしてまいりたいと思っております。既に3地区で実証事業もして、水質、水、空間線量等に影響がないということがわかりましたものですから、町としましては、ぜひ、まずもって町有地に地域の皆さん方のご理解もいただきながら、すき込んでまいりた

いと考えているところでございます。新年度は、そのために有識者を交えた放射性物質についての勉強会、すき込み実施についての説明会などを開催しまして、皆さん方のご理解をいただきながら事業を進めてまいりたいと思っております。

次に、旧田代放牧場で詰めかえ更新した利用自粛牧草の今後の処理と計画についてということでございますが、まず、ここにあります400ベクレル以下の物については、すき込みでもって処理をしたいと考えております。また、400ベクレルを超える物につきましては、現在処理方針を決定しておりませんので、決まるまでは安全に保管をするということにしております。

また、旧田代放牧場にあります利用自粛牧草につきましては、フレキシブルコンテナバッグ及びガスバリアフィルムへの再封入後、シートで覆うことで、暴風や鳥獣害から保護できるようにしております。

今後もこれまで同様に、しっかりと保管をした上で保管場所の空間線量、土壌、水質検査を実施し、町の広報誌で、あるいはホームページ上で皆様方にお知らせをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 400ベクレル以下は、全協でもお聞きしておりますが、利用自粛牧草は住民の理解がなくてはすき込みはできないと思います。そして、今町長が町有地にすき込みをしていきたいと、また、説明会と、有識者の方々に説明をしていただき、町民の理解を得てすき込みをしていきたいと、このように考えていると思いますが、なかなか住民の皆様が理解をしないとこれも進まないのかなと思いますが、新年度の予算にはすき込みというものは出ていましたか。ちょっと私、よく見てこなかったんですが、お聞きしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 農林課課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） 農林課長補佐でございます。

新年度のすき込みに関する予算でございますけれども、今町長答弁したように、まずは、昨年住民説明会で、健康被害、風評被害を心配する住民の方が多くいらっしゃったということで、今年度は、まず住民の皆様の理解を得るべく勉強会を開催したいと考えておりまして、その開催に関する費用を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 幾らだったかちょっと忘れましたが、令和元年度に詰めかえ更新したい

ということはわかりましたが、やっぱり住民に十分な説明をしないと、また同じように理解が得られなくて進まないのかなと思いますので。

9月の定例会の議会報告会、意見交換会が11月12日ですか、3地区でありました。その中の意見であります、汚染牧草を早く片づけてほしい、すき込みでやるのか、焼却することはできないのか、専門家の意見を聞く、そして議論をして進めるべきではないかと。また、焼却が一番よいのではと、こういう意見がたくさんありました。町民の皆さんの理解と協力がないと、400ベクレル以下でも先に進まない、すき込みという流れの中で町民皆さんに理解をいただいたと仮にしたとしても、その後の問題のある400ベクレル以上8,000ベクレル以下のものだと思いますが、町長は大崎地域広域行政事務組合の副管理者でもありますので、方向を転換し、180度かじを切りかえて、焼却するというようなお願いをしてもよいのではと私は思いますが、町長のご意見を聞きたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、400ベクレル以下につきましては、先ほど申しましたように大崎管内、原則すき込みということで、共同歩調を今とっているところでございますので、これについてはさまざまなご懸念がありますので、健康被害等々のご心配もありますので、専門家の方に来ていただいて、きちっとそのあたりのことについてはご理解いただきたいと思っています。特に、今考えていますのは、鹿原地区にあります400ベクレル以下の牧草を鹿原地区の町有地にすき込むということでございますので、ぜひご理解いただいて、そしてその状況を見ていただいて、確かに空間線量、水質、そして土壌にも影響がないということを皆さん方にご理解いただいた上で、ほかの場所にもすき込んで、まずは400ベクレル以下についてはすき込みで処理をしたいと思っております。

400ベクレルを超えるものの処理について焼却という声があるのは、これは十分承知しております。議員の皆さん方からも何度かそういったお話があります。この大崎広域の今の取り組みとしましては、どうなるかわかりませんが、年度内中に焼却をします。大崎の物、そして美里、涌谷の物。焼却場所は古川、それから涌谷と岩出山と3カ所で焼却をします。そしてその灰は、三本木の大日向クリーンパークの最終処分場に持って行って処分をするということでございます。

加美町と色麻は現在その対象にはなっておりません。ご承知のとおり、加美町については大崎に次いで多い保管量でございます。大崎広域としても、特に三本木の大日向クリーンパークの周辺の方々との話し合いを重ねておりまして、何とか了解をいただきたいということで、

話し合いを進めております。

おそらくは、将来はわかりません。今、加美町のものも焼却をしますとなったときに、この事業はとまってしまう可能性があります。焼却の量、それから最終処分場に運び込む量、これがかかなりふえるわけですね。ですから、さまざまな視点から、お互いに話し合いをしながら、それぞれ1市4町の首長たちが話し合いをしながら進めているというところでございますので、これはご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 今町長がおっしゃった3市町ですね、予算をとり焼却を視野に入れて進めていると思います。しかし、今町長がおっしゃいました加美町が焼却という流れであると、その3市町もストップしてしまうのではないかということのお話だったと思いますが、それでよろしいんですよね、町長さんね、そういう理解でよろしいんですよね。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この事業については、1市4町の管理者、副管理者、首長たちで話し合っ
て決めた方針でございますので、まずこの方針どおり事業を進めていくということが一番大事でございます。ということで、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） そうすると、最初から加美町は自分のところで安全に保管するという、そういう流れがあったからだ、私はそう捉えるわけなんです。田代にある物は、思い切って建屋みたいなものを建てて、そこにこう。今、想定外の台風やゲリラ豪雨、そして田代は風と、きょうのような風じゃなく、もっともっと強い風が吹いていますし、豪雪でもありますので、それに耐え切るような施設をつくって、そこに置いて安全に保管するという、そういう方法もあるのではないかなと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 猪股議員のおっしゃる選択肢も私はあると思っています。どうしてもこの処理、処分といいますと、焼却、すき込み、それから堆肥化というふうに一般的に言われておりますけれども、実は安全に保管するという方法もございます。時間をかけて減衰を待つという方法もあると思っておりますので、猪股議員のご指摘、ご提案、私は真剣に検討する価値のあるご提案だろうと思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 理解をしていただいてありがとうございます。

そうすると、こういう財政の大変なときなんです、この辺はどうなんだろうかね。国に助成をもらったり、いろいろな手だてはあると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 農林課課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） 農林課長補佐でございます。

田代放牧場に建屋建設といった場合の財源でございますが、すき込みのような量を減らすというのに対しては環境省の補助事業がございます。その保管に関しましては、今回の詰めかえ作業もそうですが、東電賠償請求の対象となります。ただ、建屋などの建築に当たっては、これはちょっと東電と交渉しないとわからない内容のものでございます。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） そうすると、その金額によって建てることも可能。もしくは、金額によって建てられないということもあるわけですね。その辺、もう一度伺います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 財源については定かではありません。私が以前聞いていたのは、農林水産省の補助金があるということも以前聞いたことがありますので、その補助金が今もあるかどうか確かめなきゃならないと思っておりますが、そうするとなれば、そういった財源はきちっと確保していく必要があるだろうと思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 最終的にどうにもならない場合、また皆さんのいろいろな議論の中で、こういう方法もあるということでお話をいたしました。

最後になりますが、加美町に住んでいる林業従事者の方々が、地元で、近くで、朝はゆっくり、夕方は早く帰れるような、そんな働ける場所があったらいいと思いますので、どうぞこの辺を考えていただき、進めていただきたいと思います。また、旧田代放牧場の汚染された自粛牧草のやっぱり早い解決。建屋を含めて町長にお願いをして終わります。ありがとうございます。

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして2番猪股俊一君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩をいたします。午後２時までといたします。

午後１時５１分 休憩

午後２時００分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、通告13番、３番早坂伊佐雄君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔３番 早坂伊佐雄君 登壇〕

○３番（早坂伊佐雄君） けさ、強風で家の前の私の看板が倒れているのを見まして、ちょっと落ち込んだところもありますけれども、気を取り直して、雨にも負けず、風にも負けず、大綱３問につきまして一般質問をさせていただきたいと思います。

まず１点目ですけれども、やくらいゴルフ場の管理運営について。直接運営しているわけではありませんけれども、直面している諸問題、それから取り組みについて、以下２点について伺います。

まず１点目ですが、ゴルフ場運営会社の状況について。

それから、２つ目としまして、賃貸借契約の内容について伺います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、早坂伊佐雄議員のご質問にお答えします。

おそらくは、追い風が吹いたのではないかと考えております。

第１点目のゴルフ場の運営会社の状況についてということでございます。

このゴルフ場の土地及びホテルにつきましては、町の普通財産となっておりまして、株式会社チームトレインと公有財産賃貸契約を締結しております。株式会社チームトレインに施設の管理運営を一任しているという状況です。

なお、ゴルフ場の名称につきましては、これまでやくらいゴルフクラブでありましたが、昨年も、昨年４月１日よりやくらいサイズゴルフクラブに変更されております。代表者はかわっておりません。

昨年のシーズンは、芝の管理の関係で特にグリーンが大分荒れており、芝の修復を図りながらの営業となったようでございます。お客様には大変迷惑をかけているということも聞いているところでございます。

また、ことしのシーズンでありますけれども、例年になく雪が少ないということから、3月からグリーンの修復を行い、4月末のゴールデンウィークのころの営業を目指していると聞いております。今後も随時運営会社から状況を確認してまいりたいと考えております。

2点目の賃貸借契約の内容であります、やくらいサイズゴルフ倶楽部を運営しています株式会社チームトレインとは、土地、建物、ホテルのみであります、それらについて賃貸借契約を締結しております。土地、建物ともに町の普通財産となっておりますので、財務規則にのっとり手続を行っております。貸付物件につきましては、土地が17筆、面積が約10万6,600平米となっております。建物についてはホテル1棟でございます。貸し付けの期間ですが、4月1日から営業終了日、例年11月30日であります、営業終了日となっております。年度ごとに契約を締結しております。土地の貸付料につきましては、加美町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第8条第2項に定める使用料に準拠し、土地価格の4%に相当する金額を、建物の貸付料についても同様に、建物価格の10.5%に相当する金額をもとに算出しております。

なお、貸付物件の維持管理に要する費用については、全て株式会社チームトレインの負担となっております。町は管理運営、ゴルフ場の運営にはかかわらないという形になっております。

以上2点、お答えさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（工藤清悦君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） 簡潔に答弁いただきましたので、再質問も簡潔にやらせていただきたいと思いますが、今、やくらいゴルフ場から、平成31年4月にやくらいサイズゴルフ倶楽部というふうに名称変更になったわけですが、そのちょっと前、2カ月ほど前に、平成31年2月9日に全員協議会でこのゴルフ場についていろいろ説明があったわけですが、その2カ月後ぐらいにゴルフ場の名称も変わり、実際に契約はチームトレインとなされているという答弁がありましたけれども、従来の支配人ではなく、総支配人も県外、正社員もほとんど臨時職員に任用がえとか、福島からの車両の出入りもかなりあったりというふうなことを確認しているわけですが、実質の経営譲渡といえますか、その辺かなり、手伝いなのかどうか分かりませんが、それが実態ではなかったのかなと思いますが、ゴルフ場のやはり名称を変更するという場合には、何らかのやはり理由があつてのことかなと思いますが、その辺について伺います。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

昨年の2月、今お話ありましたように、全員協議会で、やくらいゴルフ倶楽部の関係についてご説明をさせていただきました。その際にも、ゴルフ場の運営会社のほうの譲渡的なお話もちよっとさせていただきましたが、議会の皆さんからのご意見等もいただきながら、町の契約、土地の契約もありますので、そういった部分では今のチームトレインさんのほうで進めてほしいということで、お話をさせていただきました。

その中で、チームトレインとしてもいろいろ経営的な部分も改善というか、いい方向に持っていきたいというようなことも含めていろいろ検討されまして、今お話ありました福島県でゴルフ場の運営をしている会社から協力をいただきながら進めていきたいということでございました。そういった部分で、昨年の4月1日から、名称もやくらいサイズゴルフ倶楽部と変更して、新たな気持ちでということも含めて、よりよい経営をやっていききたいというようなお話を伺いながら、そういった経緯で今に至っているという状況でございます。

○議長（工藤清悦君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） そういうふうな協力をもらってということだったわけですが、以前にも6番議員から質問があったかと思うんですが、フェアウエーとかが除草剤のかけ違いとかいろいろあったようですけれども、いろんな評価がありますけれども、フェアウエーやグリーンの評価が、5段階評価で総合評価、やくらいサイズゴルフ倶楽部は2.6です。コースメンテナンスにつきましては1.8という、非常に低い評価であります。その一つに、やはりコースを管理するグリーンキーパーとかが常駐していないとか、コースも荒れたということで大分料金も割引きをしたりやったようですけれども、やはり安かろう、悪かろうでは、なかなか利用者は減少というふうなことになるかと思うんですけれども。現在クローズになっているわけですが、平成31年度のゴルフ場とかホテルの利用状況はどうだったのか、お伺いいたします。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

今お話ありましたように、ゴルフ場のコース、特にグリーンの状態が昨年大分悪くなってしまったということで、運営会社のほうからも報告を受けていますし、私も実際現地も見させていただいてございます。やっぱりその影響が一番大きいのかなと思いますが、平成31年度の入場者数は8,000人でございます。平成29年度、平成30年度は1万2,000人程度でございました。その以前が大体1万四、五千人ぐらいということで、平成29年、平成30年あたりにも

一度天候的な部分で、かなり夏場が高温になってお客さんも減ってきているというようなお話も聞いておりましたが、令和元年度においては8,000人ということで、急激な落ち込みをしているという状況でございます。

また、ホテルのほうの利用者数においても、400人ということでございます。前年度で480人程度でございますので、こちらも利用者数は減少したというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） 我々、平成31年2月の全協で示された資料には、土地の売買契約書と、それから覚書ということで資料があったわけですが、先ほど契約の年限が4月1日から基本11月30日、終了までだということでしたけれども、そうしますと、別の1年ごとの契約書というのが存在するのか否か、伺います。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

契約関係についてお尋ねがございました。昨年の全員協議会では、土地を売買した際の売買契約書、それに伴う覚書というようなものをお示しさせていただきました。町の土地に、その土地売買契約でなりましたので、その土地につきまして公有財産の賃貸借契約書ということで結ばせていただきまして、貸借をしてチームトレインのほうに貸し付けをしているという状況でございます。

内容としましては、貸付物件としまして、先ほど町長が10万6,000平米というようなことでお話をさせていただきましたが、106万平米、106ヘクタールになります。申しわけございません。建物が、合計で1,425平米、ホテルが3階建てになってございます。

期間としましては、先ほど町長からもありましたが、4月1日から営業終了日、ほとんど毎年度11月30日で終了をしておりますが、これを単年度ごとの契約としております。来年度については、3月中に4月からの契約について今結ぶ準備をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） 昨年の2月のときの全協のように、例えば資産の売却等の話でありますとか、経営譲渡というふうな話は、来年度からの契約に際してあったものなのか、お伺いします。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

土地の売買に関することにつきましては、基本的に昨年お示しをしました土地売買契約書並びに覚書がそのままチームトレインに継承されているという理解をしておりますので、毎年度ごとの賃貸借契約書にはそこまでの記載はしていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） ゴルフ場について最後なんですが、町長の所見を伺いたいと思うんですが、9月の所信表明でも、中新田高校にスポーツコースの設置の提案を県教委にしているというふうな説明がございました。いろいろゴルフ場も問題を抱えているということで、その後を示された問題の解決策の中でも、それを検証するためにも、ましてや土地やホテルとかは町の所有のものでありますので、管理運営といえども、やはり多少直接経営に関与しなくても、町として町の財産でもありますので、定期的に状況を把握したり、報告を求めたりというふうなことで、町のどこかの部署が窓口になってそういう状況を把握しておく必要があるのではないかなというふうに考えますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 町の財産でございますので、しっかりと我々も状況を把握しながら、有効に活用していきたいというふうに思っています。その中で中新田高校、今校長先生ともいろいろと話をしたり、県教委にも私が意見を述べておりますけれども、カヌーであったりゴルフ場であったりと町の財産、カヌー場は正式には県が整備したものでありますけれども、やっぱりこういったものを有効に活用して、魅力ある学校づくりをしていく必要があるんだろうと思っておりますので、そういった意味からもこのゴルフ場のこれからの運営、経営状況については注視をしながら、しっかりと報告もいただきながら町としても取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） それでは、大綱2問目の、学校教育の基本的な方針について、今、学校教育のほうでも山積している課題もあるかと思います。とりあえず、4点についてお伺いをします。

まず1つは、不登校についての対策等の取り組み状況について。

2つに、「学力向上に向けた5つの提言」とはどのようなものか。

3つ目に、保護者の教育費用の負担軽減策の考えは。

それから4つ目に、エアコンを設置したわけですが、学校のエアコン設置後の状況について。

以上、4点についてお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

それでは、早坂伊佐雄議員からいただいた教育環境についての山積している喫緊の課題について、ご説明を申し上げます。

まず、1点目の不登校についての対策等の取り組み状況はということでございますが、本町の不登校につきましては、小学校では宮城県、そして全国の状況と比べますと、不登校の出現は低く抑えられております。一方、中学校では、宮城県や全国の状況と比べると高どまりが続いている状況でございます。

このような中、学校では、家庭訪問を行うなどしながら子ども本人や保護者と相談を行い、悩みを聞いたり、おくれた学習の補充のためのプリントを与えたりしております。相談内容によりましては、各学校に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつないで相談を行ったり、子育て支援室や医療機関、児童相談所、警察、フリースクールなどと連携をしながら、学校復帰や社会的自立への支援を行っているところであります。

また、学校以外の学びの場として、加美町子どもの心のケアハウスを設置しておりまして、現在の登録者数は、小学生が6名、中学生が15名の21名おります。現在利用しておりますのは、その日によっても異なりますけれども、約10名ぐらいになっております。

これらのことにより、何人かの子どもたちは学校復帰を果たしたり、あるいは高校進学を実現したりということで、社会的自立へと向かっております。しかし、それ以上の子どもたちが新たに不登校状態になるために、不登校の出現は高どまりという形になっております。

そこで、今不登校で悩んでいる子どもや保護者への働きかけ、それを当然継続しながら、新たな不登校を生まないための取り組みとして、どの子どもも安心して過ごせる場所の確保、つまり子どもの居場所づくり、そして安心して過ごせる仲間がいるようにするためのきずなづくり、さらには、できた、わかったという喜びを実感できる授業づくりを進めていくことで、子どもたちにとってあしたも学校に行きたいと、そう思えるような、そして保護者の方にとっては子どもを通わせたい学校、先生方にとっては働きがいのある学校、地域の方には自慢できる学校というものを目指して、魅力のある学校づくりを推進していくことで、不登校の数を減らしていきたいと考えております。

続いて、学力向上に向けた5つの提言とはどのようなものかということについてお話をします。学力向上に向けた5つの提言というのは、平成25年10月、宮城県教育委員会がその年の全国学力学習状況調査の結果を受けまして、緊急会議を開き、学力向上に向けて県内全ての先生方に取り組んでほしい事項としてまとめられたものであります。

具体的には、提言1が、どの子にも積極的に声がけをするとともに、子どもの声に耳を傾けること。提言2、子どもを褒めること、認めること。提言3、授業の狙いを明確にするとともに、授業の終末に適用問題や小テストあるいは授業の感想を書く時間を位置づけること。提言4、自分の考えをノートにしっかり書かせること。提言5、家庭学習の時間を確保することの5つであります。

学習をするとき、子どもたちが間違ったり、あるいはわからなかったり、または上手にできなかったりというのは当然のことですけれども、そのときに友達から笑われたりからかわれたりしない、そういう安心して学べる学級環境が大切というふうに思います。

そのため、提言1、2では、先生と子どもたち、子どもたち同士の信頼関係を築き、安心して学習に集中できるようになることを狙っています。

また、授業を参観しますと、その時間に初めて学ぶことが幾つもあったり、あるいは授業が本筋からそれたり、たくさん活動はしているけれども、子どもたちが授業を振り返ることなくそのまま終わるために、子どもからすれば何も学んでいない、あるいは身についていないということが見受けられます。そこで、提言3では、教師がその時間に育てたい力を明確にして臨むこと。授業の終わりには、育てたい力が身についたかどうかを問題を解かせたり、きょうの学習で大切なことを振り返らせ、それを書かせたりすることで、わかる授業が行われることを狙っています。

また、授業の中で問題が書かれていたり、あるいは解き方が書かれていたりするようなプリントを使うことを目にすることがあります。それらを使うと、子どもたちは先生の話の聞かずともどんどん進めることができます。しかし、解き方を考え悩んだり、考えを試して間違いに気づいたり、あるいは相手に考えが伝わるように自分の考えを書いたりすることが大切であると思います。そのため、提言4では、ノートを使った授業を進めています。

このように、その時間に育てたい力を明確にしながら、授業の終わりに身についたかどうかを確かめたとしましても、その力の定着のためには、やはり繰り返し解いたり書いたりすることが大切であると思います。

そこで提言5では、家庭学習の習慣化の大切さを訴え、教師が意図的に宿題を与え、子ども

の頑張りを褒めながら学習の意欲づけをするよう求めています。

本町の授業を参観してみますと、この5つの提言の意味を正しく理解していないままに授業をしている様子が見られましたことから、昨年4月から、確実な取り組みをするよう指示しているところではありますけれども、まだまだ不十分であるということから、来年度もさらなる推進を図って、子どもたちができた、わかったという喜びを実感できる授業となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続いて3点目でございますが、保護者の教育費用の負担軽減策の考えはということでございますけれども、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対しましては、学用品や修学旅行費、給食費等の必要な援助を行う就学援助費を支給しております。これまで認定要件を生活保護基準の所得に対して1.3に拡充するとともに、校外活動の宿泊費も新たに支給対象にしております。さらに、令和2年度からは、令和3年度入学予定の児童生徒の新入学用品について、入学前の支給を行う予定であります。

幼児教育の無償化をはじめ、義務教育段階における就学援助、給付型奨学金等、家庭の経済事情に左右されることなく質の高い教育を受けられるよう、今後も保護者の教育負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

4点目に、学校のエアコン設置後の状況についてでございますが、学校のエアコンにつきましては、小中学校全11校、計135教室、普通教室は98、特別教室は37室に設置しております。各学校においてエアコンが設置されたことにより、おおむね快適な室温で授業をしたと聞いております。

しかし、一部の学校でエアコンのききが悪いという報告があり、教育委員会におきましては、昨年の8月8日にエアコンの試運転調査を実施しました。その結果、中新田小学校及び東小野田小学校において、十分に温度が下がらない状況ということが判明しました。教育委員会としましては、近年の異常気象の影響で、夏季休業前後の授業日において35℃近い気温も記録する日が年に数日は本町においても発生することが想定される中で、子どもたちが最適な学習環境で授業を受けることができない状況と判断し、この2校にエアコンを増設することとしました。現在、両校とも増設工事を実施し、令和2年3月の工事完了を予定しており、令和2年度の夏は、子どもたちが最適な学習環境で授業を受けることができると考えております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（工藤清悦君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） それでは、まず不登校について再質問をいたします。

平成30年度の中学校の平均の不登校が100人当たり3.1人というところで、過去2016年には宮城県が不名誉な記録で不登校中学生ランキングワースト1位という、全国で最下位であったということもあって、依然それから大きく変化はしていないというのが中学校の不登校の実態かと思います。

それで、管内に目を向けますと、中新田中学校で全校301名のうちの39名、なんと13%が不登校。宮崎中においても、107名のうちの8名ということで、多少パーセントは下がりますが、それでも7.5%、小野田中学校でも全校142名のうちの7名ということで、4.9%というふうな数字で、これもまさに本当に非常事態宣言といえますか、もう危機的状況ではないかなと私は思っております。

加美町の中学校の不登校生徒、平成27年のときには21名でした。そして令和2年1月現在で39名ということで、5年間で不登校生徒が中学生で約2倍になっています。先ほど教育長からは、行きたくなる学校づくり云々を目指してというふうに言われていますけれども、この不登校の5年間の数字でありますとか、現在の実態を見ますと、それとは、大変失礼な言い方になるかもしれませんが、目指しているものとは逆の結果ではないかと思われま

す。そして、子育て世帯が移住を考えている場合に、いろいろ医療費はじめ、先ほどもちょっとありましたけれども、当然手厚い保護がなされているものもありますけれども、まず移住を考えた場合に、就労場所は当然、そして子育て世代であれば教育環境というのも当然重要な選択肢の要素になるかと思います。そのような中で、まず不登校が全国の、宮城県もワーストなんですけれども、本町でも中学校が大変な状況にあるという中で、なかなか移住ということを考えるときに、これはもう論外ではないかというふうにも考えますけれども、この危機的な、まず状況を教育長はどのように捉えているか、お伺いします。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

ただいま議員からお話があったとおり、平成27年から令和2年の初めまで、非常に不登校の数はふえております。確かに危機的な状況であると考えております。

その原因としまして、学力に対する不安とか人間関係に対する不安とか、あるいは基本的な生活習慣の未定着のためにという、さまざまな原因が考えられます。今、それで学校を中心にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携を図りながらいろいろやっているところでありますけれども、なかなか不登校の数が減らない。

ただ、ここで確認しておきたいんですけれども、不登校というのは、病気以外の理由で30日以上欠席した子どもということになります。それで、じゃあ今39人不登校がいるからといっても、39人が全員欠席しているということではないんですね。例えば12月までの間に30日休めば、その後学校に来て、その子是不登校なんです。この数だけではなくて、やはり子どもの中身の実態をきちんと捉えないと誤解を招くのかなと考えております。この39名の中でも、先ほど申し上げましたけれども、ケアハウスに登録している子が21名おります。ということは、何らかの形で、必ずこう、うちからどこにも出ないということではないんですね。ただ、その中でも、先ほどお話ししましたけれども、じゃあ21名登録しているから毎日来るかという、そうでもありません。やはりいろんな、悩みながら、葛藤しながら子どもは頑張っています。親も頑張っています。それをやはり支えていくことが大事なのかなと。

非常にやっぱり危機的な状況とは考えていますけれども、この39人の子どもたちの中にもそれぞれ、子どもも頑張っている、保護者の方も頑張っている、学校も頑張っている。そして、やはり義務教育を終えて卒業するときに、やはり夢を持って、何かあるいはこんなことをしようということで、自分の足で踏みだせるように応援していきたいなと。

それで、目の前のそういう子どもたちをしっかりとサポートして行って、ただ、まだまだいろんな方策があると思います。やはりそれを、これまでやってきたことを振り返りながら、新たな策を見つけながら対応していきたいなと。

それから、あともう一つは、新たな不登校をつくらないということで、結局中学校3年生の子どもたちも、不登校の子どもたちは、卒業すればその分は減ります。でも、その後、在校生、新しく入ってくる子どもたちが不登校になれば、結果的にふえます。新たな不登校にならないような、子どもたちにとって魅力ある学校づくり、それもあわせてやっていかないと、いつまでたってもこれは減らないんですね。

あと、さらに、今考えていることは、子どもたちが学力や人間関係に不安がある。基本的な生活習慣が身についていない。例えば、小中連携で9年間ということを考えてきていましたけれども、小学校に入ったときに落ちつかない。きちんと話を聞けない。あるいは集団になじめないということを考えると、既に幼児期からいろんな体験をさせて、我慢することを覚えたり、人を傷つけることはだめなんだなということをわかったり、やっぱりそういう体験もどんどんさせていかなければならないのかなと。

それで、幼稚園、小学校、中学校の12年間。できるだけ、そして、今通常学級にやっぱり支援を必要とする子どもがいます。そういうお子さんは、ひょっとしたら学習面で不安を抱え

ています。ところが、それは早い段階でその子の発達状況を見ることができれば、小学校に入った段階でその子にとってより適切な環境で学ぶことができるんじゃないかなと。そういういろんな観点で視野を広めながら、ポイントを絞りながら進めていかないと、なかなか難しいかなと。

まずは、今一番、目の前の子どもたちが卒業するまでに、しっかり卒業するときに自分の進路を自分で選んで進めるように、力をつけてあげなくちゃならないのかなと考えております。

○議長（工藤清悦君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） 平成27年の21名も当然全休とかではなくて、いろいろ欠席日数が、その内訳は調べてみないとわかりませんが、現在の39名も当然全休が39名でなくて、30日から何十日までが何人とか、いろいろ区分があるかと思うんですけれども、実態としてやはり30を超している、数がふえているという実態は、やっぱり重く捉えてほしいなと思うんですけれども。

それで、先ほどちょっと出ましたけれども、卒業後の進路についてですけれども、これはどのようになっているか。それから、先ほど確かに新たな不登校を生み出さないということも、非常に大事ななことかと思います。ただ、やはり現に、新入生からそれはなくさなければなりませんけれども、ただ、やはり2年生なりは、実態として先輩方のそういう実態を見ていけば、なかなかやはり、いろんな複合的な要素、原因があって不登校になっているので、一概になかなか解決できない部分も理解できるんですけれども、やはり両面性で頑張してほしいなと思うんですが、ちょっと繰り返しになりますが、卒業生の進路。

それからもう一つ。やはり教育総務課長に聞いたときには、ちょっと年度ごとの追跡調査はしていないということだったんですが、やはり学年ごとに中学校ごとに追跡調査をして、1年生では不登校だったけれども、2年生ではこういうことで解消されたとか、新たなものがふえているとか、やはりそれは学年別に追跡調査をきちんとしておくべきかなと思いますが。

2点についてお願いします。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 卒業した生徒の進路についてですけれども、その後、例えば平成30年の場合には、不登校だった子どもは12名おりました。それぞれ進学先は各学校から連絡はもらっておりますけれども、その後については追跡はしておりません。これは学校のほうでもおそらく。高校が決まったときに、その子どもが高校に入学する前に、高校から中学校と情報交換をするんですね。それは入学した後の指導に生かすためにということなんですが、残

念ながら、その後の中高の連携が十分ではないなと思っております。その辺、今後何ができるか、ちょっと考えていきたいなと思いますけれども。

それから、あと各学年ごとの追跡調査というんでしょうかね。今、中学校で不登校が非常に多いわけですが、実際、じゃあその子どもは小学校のときどうだったんだという、小学校のときから、何というんでしょうかね、そういう気配というか、そういう傾向が見える場合があるんですね。それで、例えば、小学校のとき、不登校ではないけれども病欠が非常に多いとか、体調が悪くて欠席とか。今、それで、小中学校では引き渡し、小中の連携の中で、この子どもはこれくらい休んだ、早退がどれくらいあった、欠席がどれくらいあったということを情報交換するようにしています。それを考えたときに、やはり年度、年度できちんと押さえて、その学年に申し送りすることが必要であろうと思っております。

ただ、町全体としてはやっておりますけれども、学校ではそれを引き継いできちんとやっているところもありますので、その辺を進めていきたいなと思います。

○議長（工藤清悦君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） 先ほど5つの提言というふうなことでありましたけれども、以前に教育民生常任委員会の学校視察のときに、教育長も永平寺小学校に同行されたことがあったと思うんですけれども、あのときに参考になったことで、今回の5つの提言について結びつくようなことは何か考えございませんか。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 今、そういう観点でちょっと考えていなかったものですから、すぐこれというのは思い浮かばないんですが。ただ、5つの提言で、先生方が一人一人、それをしっかり自覚して、そして中身を理解して、それできちんとやると。要するに共通理解を図ることが必要だと思います。これは本当は教員だけではなくて、子どもたちも同じなのかなと。

永平寺学校に行ったときのことで、ちょっと私も記憶は薄くなってきているんですけれども、やはり子どもたちが、私が非常に印象に残っていることは、校門に入るとき、校舎に向かって礼をして入る。そして、あと帰るときに礼をして帰る。非常に、子どもたちがきょうも頑張るぞと。そしてあと帰るときに、きょうはやり切ったなと、そういう気持ちで多分臨んだんじゃないかなと。やはりそれは教員が授業をやる時、きょうはこんなことをやるんだよと子どもにしっかりきょうの時間の狙いを示す。それで、終わったときにどうだったかと。それは当然教員も子どもたちの学習ぶりというんでしょうかね、きょうの狙いを達したかど

うか教員も見取る力を持たなければならない。そしてあと、子どもたちにも、きちんときょうはこういうことを目標にやったんだけど、できたか振り返ってみよう。多分その辺が、記憶をたどると共通するんじゃないかなと。とても大事なことだなと思います。

○議長（工藤清悦君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） ノドグロがおいしかったとかというのは、あるいは思い出しているかもしれませんがけれども、私は、秋田初め日本海側が非常に学力が高いということで、あのとき永平寺小学校にも訪問したというふうに思っているんですけども、先ほどの、私は、提言の3つ目にあれを徹底しているなと印象が非常に強かったわけです。それで、今あえてお聞きしたんですけども、小学校ですので、あえて追試験とかなんとかではないですけども、きょうやった授業を定着させるために、ある程度わからなかった、理解できなかった子どもたちを残させて、そこで放課後の指導をしているんですね。あれはやはり底上げにすぐつながるのではないかなと思いますので、ぜひその辺をこの提言の中の一つにもあったわけですので、ぜひこの辺は教育長にも帰ってきてからぜひ実践をして、校長会なりで話をして、各学校に実践をしてほしいなと思った点もございますが、思い出していただきましたでしょうか。

ぜひ、学力向上についても、ちょっと今中学校は特に2教科、心配される教科もありますので、その辺子どもたちは当然のことながら、特に中学校は短くて3年間しかありませんので、取り返しのつかない人生なので、充実した、本当に行きたくなる学校づくりを目指して、ぜひ不登校、大変でしょうけれども、そして学力向上に向けて、今後ともご努力をいただければと思います。

それから、いじめとか、今暴力行動とかその辺は大分おさまってきたのかなと思うんですけども、その辺では、本町のほうではいかがでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

いじめ、それから暴力行為等は、毎月学校から月例報告をもらっていますけれども、ゼロではありません。ありますけれども、重篤なものはないと。それから年3回、教育委員会のほうでアンケート用紙をつくって調査を行っておりますけれども、やはりまだいじめは、いじめられたと感じている子どもたちはおります。それはそれぞれ、あと、いじめが全くないという学校もありますので。

ただ、県のほうでいじめのない学校については、いじめの認知がないというふうに判断して

いますので、本当にないかどうか。ないということを学校だよりで保護者の方にも周知しなさいと。うちの学校はいじめありません。もしそこで子どもたちあるいは保護者の方が、いや、そんなことはないということであれば、そこで申し出があると解決の糸口につながっていくのかなということで。

ただ、まだまだいじめられたと感じている子どもはいるわけですので、やはり子どもたちの人間関係づくりというんでしょうかね。やはりその辺もしっかり子どもたちに、指導というよりも学ばせていかないとだめなのかなと思っております。

○議長（工藤清悦君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） それでは3点目の教育費の負担軽減についてですけれども、就学援助費だとか、支給時期については見直しが図られ、これは評価をするものであります。この点について、ちょっと1点だけ伺いたいします。

中学校では今も通学用バッグといいますか、かばんが指定されているかと思うんですが、以前は小学校でも、丈夫で、男女別の2色だったと思うんですが、学校指定の物があって、皆さん統一の物で、結構金額も1万円弱ということであったかと思うんですが、今小学校では現在なくなっていて、小学校、いろんな援助はあるわけですが、当然ランドセルにはないわけですが、大分ランドセルも高くて、今家庭によっていろいろ違うんだと思うんですが、8万円とか9万円ぐらいするのが大体。標準ではないかもしれませんがそれくらいというところで、今の入学時期にしますともう品薄ということで、夏休みあたりからもうランドセルを注文するというので、かなり高額な負担になっているのかなと思いますので、以前のように小学校でも統一した物とか、現在の中学校のような物に改めてはどうかと思う点もあるんですが、その点について、教育長、いかがでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

議員ご指摘のとおり、現在ランドセルが非常に高額になっているということで、他県の事例としては、いわゆるランドセルではなくて、リュックタイプのランリュックと呼ばれる物らしいんですが、そういった物を導入しているというところもあるようでございますけれども、実情としては、必ずそれでなければならないという指定はされていないようでございます。

県内の小学校を見てみると、ほとんどがランドセルということでございます。当然、教育委員会として統一できるものではないというふうには考えてございますが、平成30年ぐらいだったと思うんですが、保護者の教育費用の負担軽減について、文部科学省より、制服をはじ

めとする学用品などの購入について、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意する旨の通知があり、教育委員会も所管の学校に取り組みを促すように求めています。

ということで、保護者の意向、学校の考えとございますので、今後各学校が学用品に関する家庭負担の軽減ということで、PTAとも協力しながら、何とかできるだけ負担が高くないように進めていきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） それでは、4番目のエアコン設置について伺いますけれども、かなり全国的にも設置ということで、本町のほうでも3地区に分かれて見積もりなり、工事業者があったかと思うんですけれども、一つの地区においては、当然ですけれども1階よりも2階のほうが気温が高いと。2階よりも3階のほうが当然気温が高くなるので、容量の大きいエアコンを上位の階に設置、見積もりをしたという地区もあるようですけれども、ただ、先ほど2つの小学校が出ていましたけれども、ちょっとやはり気温をはかったら、どうもさほどその効果が見込まれないということで、確かに建物が築40年とかということもあるようですけれども、実態として聞いてみますと、窓がちょっとゆがんでいるとかすき間があったり、それからそのすき間から雨風が吹き込む。ことしは雪が少ないから、雪までは吹き込まなかったのかもしれませんが、やはり雪も吹き込むというふうなことが根本的な冷えない原因のようであります。

ただ、いろいろ状況を聞いてみますと、エアコンを増設する場合には補助金が出るから増設なんだということでやっているようですけれども、エアコンを増設してもそのすき間がそのままでは、やはりちょっと本末転倒ではないかなと思うんですね、原因がはっきりしていますので。ただ、そのすき間から何から工事をやるのは結構お金がかかるんだという話ではありますけれども、その原因がはっきりしているのに根本的な原因を放置して台数をふやすという対応は、ちょっと本末転倒ではないかなと思うんですが、今後、増設工事は今しているので、それはあれですけれども、修繕ということも当然必要だと思うんですが、今後一切修繕しないのか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

まず、今回のエアコンの設置をさせていただいて、十分な効果が得られないという事態が発生し、私ども教育委員会と建設課、それから財政当局と3者でいろいろ協議をさせていただ

いております。その中で、改善策として考えたものとして、まずエアコンの増設の方法、それから窓の二重化、二重サッシ等による方法、このいずれかの方法、あるいは、この2つを組み合わせた方法というものが想定されたわけでございます。

まず今回、その中でエアコンの増設というところでは、メリットとしましては国庫補助金が活用できるというものもありますが、議員がおっしゃるとおり、すき間風等のいわゆる密封性という部分については全く解消されないだろうということと、加えて増設するわけでございますので、電気代等のメンテナンス維持費用がかさむであろうということで考えてございました。

一方、窓の二重化につきましてでございますけれども、試算としまして、この2校でやる場合、約3,100万円ほどかかるのではないかとということで、その場合、国庫補助金というものが活用できないと。それから、建物全体の断熱効果というものも解消はされないのではないかとということで、特に3階部分の冷房性能には不安が残るだろうということ。一方、メリットとしましては電気代及び冬季の暖房代の削減というものも図られるだろうということで、いろいろ考えさせていただいたんですが、国庫補助事業の事業年度で最も効果的なものは、エアコンの増設であろうということで、エアコンの増設の手法を選択させていただいたわけでございますが、先ほど来申し上げているように、根本的な解決にはならないということなので、この部分に関しましては、将来的にはやはり大規模改造等の施策を打たなければならぬだろうということで、今ちょうど長寿命化計画の個別計画も作成している最中でございますので、それと連動した形で解決を図っていききたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） ぜひ、子どもたちは町の宝だということを耳にしますけれども、いろんな環境面で少しでもいい環境の中で学校生活を送らせていただきたいと思いますので、よろしく検討のほどお願いします。

それで、間もなく60分に近づきつつありますので、事務局長からはタイムテーブルで3時10分ですということを言われておりますので、最後の質問をちょっと手早くやりたいと思います。

3点目ですけれども、筒砂子ダムにかかわる町の取り組みについて。来年度で、現在正式には公表されておられませんけれども、つけかえ道路もほぼ決定しまして、次年度には基本計画が示されようとしている状況でございます。そんな中で、町の取り組みについてお伺いいた

します。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ご承知のとおり国がこれまで地質環境用地などの設計に係る調査のほか、ダム完成後に水没する国道347号線のつけかえ道路について、供用開始後、道路管理者となる宮城県との間でルート協議が整っているということでございます。

また、令和2年度内に基本計画、告示を行う予定で、ダム本体や工事用仮設道路等の建設検討、設計検討、それから原案作成などを行っておりまして、今後用地確保に向けた交渉、相談交渉、地区説明会の実施、そして各工事の詳細設計、町民に広くダム事業を知ってもらうための周知活動など、工事着工に向けた取り組みを行う予定となっております。

町ではこれまで、筒砂子ダム建設につきまして、鳴瀬川沿岸自治体と水利団体等で構成します鳴瀬川総合開発促進期成同盟会で要望活動を行ってきております。

また、事業が本格化していくことに伴いまして、関係各課から意見を集約し、ダムの利用に関すること、地域振興に関すること、つけかえ国道に関することについて、設計計画の際の検討事項として、平成30年3月に要望しております。

そのほか、筒砂子ダムの補償対策、地権者会連絡協議会と連携をしまして、平成29年12月には鳴瀬川総合開発工事事務所に対し、事業の進め方、地域に対する事業の周知などに関する要望も提出しております。

また、令和元年7月30日にダム建設事業に伴い影響する地元への振興対策と観光資源の構築、ダム関連の環境整備の促進を目的とした要望活動も行っているところでございます。

国はこれを受けまして、地元住民の安全安心の確保と事業の円滑な推進のための地域対策の検討、協議を行うことを目的としまして、加美町のほかに宮城県の関係機関と鳴瀬川総合開発工事事務所で構成する鳴瀬川総合開発事業地域対策連絡調整会議を先般、ことしの1月29日に立ち上げたところでございます。町はその地域対策連絡調整会議におきまして、地域住民並びに町としての考えが事業に盛り込まれるように、十分協議を今後ともしてまいりたいと考えておるところでございます。

今後、町としましては、国と建設地の地区住民との連絡調整役として、建設地の地区住民の思いや要望を伝えていくとともに、町として地元への振興対策の推進、観光資源の構築、ダム関連環境整備の実現などの考えが盛り込まれるように、なお一層国にも働きかけてまいりたいと思っております。

また、鳴瀬川総合開発促進期成同盟会の構成自治体としまして、洪水災害への対策など、ダ

ムの早期完成に向けて引き続き要望してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） 昨日、ダムの工事中の見学もというふうな話が2回ほど出たかと思うんですけども、一つの町に、今度完成すればダムが3つということで、全国的にも珍しいことかなと思いますし、ましてや漆沢ダムの隣接した中で、仮称ですけども筒砂子ダムが完成すれば、本当に2つ並んでダムがというところでもありますので、これをいろんな町のほうで生かさない手はないかなと思うんですが、もし町長のお考えがありましたらお願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まさに今ダムツーリズムというものもひそかなブームとなっているようでございます。ぜひ漆沢ダム、筒砂子ダム、二ツ石ダム、そしてさらには田代と岩堂沢を結ぶ道路を県のほうで整備していただきまして、この4つのダムをつなぐ観光ルート、こういったことの開発、そしてアウトドアと組み合わせてこういった振興をしていくということも非常に大事なんだろうと思っておりますので、そういったことを念頭に置きながら国のほうにもさまざまな要望をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） 我々3地区の中でも、地権者会の中で連絡協議会というものもつくっております。なかなか鳴総さんのほうでも2年ずつ所長さんが交代するものですから、引き継ぎがなされなかったという例もありまして、その在職期間の中で出しているわけですけども、ぜひ地元のほうの要望事項もありますので、町としても後押しをお願いしたいと。

それから、基本的にはダムは下流域のためだとは思いますが、異常気象によりまして今年度も台風19号で、例えば下野目の河川公園でありますとか、中新田のあゆの里運動公園とかも被害に遭っているわけです。河川公園だから多少水が上がるのは、それはある程度許容範囲だろうという考えもあるかもしれませんが、ぜひ、下流域だけでなくて地元のためにも、やはりきちっとやってほしいなということで思っていますので、ぜひ要望事項についてもよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、企画財政課長の退職のはなむけの質問を最後にさせていただいて、終わりたいと思います。

首長の認可を受けて法人格を取得して、多数の共有地の問題解決の方法として、団体名で登

記することが可能になっている地縁団体というふうな制度があるわけですが、以前にもいろいろあったかと思うんですが、それについて町の考えをお伺いいたします。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。最後だそうなので、しっかりお願いします。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

最後の最後にこういったご意見、ご質問をいただくと、ちょっと準備のほうをしていなかったもので、大変驚いてございます。

今のご質問の認可地縁団体ということで、鳴瀬川総合開発建設工事事務所ですか、一昨年にもいろいろご相談がございました。この認可地縁団体というのは、今早坂議員さんからお話ありましたように、団体で持っている土地とか動産を登記するときに、今まではそれぞれの代表者の方あるいは複数の方で登記をしているんですけれども、それを代がわりになりますと、今度はいろいろ手続が発生すると。そのために、その登記を簡略するために発足した制度ということで、これまで上狼塚の集会所、それから小泉行政区の集会所を登記するときに、町で認めてきた制度でございます。

今回、国道347号線のつけかえ道路の関係で、小瀬地区の方々の共有地がございまして、それを何とか認可地縁団体にしてもらえないでしょうかということで、ご相談があったわけでございます。私のほうもいろいろ調べさせていただきました。

結果的には難しいということになったわけでございますけれども、この認可地縁団体になる要件というのが4つございまして、まず1つに、その地域的な共同活動をやっているのかというようなこと。それから、区域が客観的に明らかなこと。それから、区域に住所を有する者が誰でも構成員になれるといったこと。それから規約を定めていることと、この4つが基本的な要件ということになりまして、その小瀬地区の共有地の方々に当てはめて申し上げますと、その共有地、区域の方全員で持っているわけではないんですね。ある限られた方ということになりますと、いかがなものかと。この認可団体に指定しますと、区域の方が誰でも構成員になれるというようなこともございまして、これはいかがなものかということで、まず一つございました。

それから、区域が1カ所にまとまっていることという要件もございました。いろいろ調べますと、確かに小瀬集落の方々の半数までいかないんでしょうかね、まとまってはいるんですけれども、中には他の行政区の方も入っているということもございまして、結果的には、ちょっと町ではお認めをすることができませんということで、国のほうにはお伝えをさせていただいたところでございますし、今後も相談に来られても、その回答は変わらないというふ

うに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） ありがとうございました。終わります。

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして3番早坂伊佐雄君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後3時25分までといたします。

午後3時10分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第2号 加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の一部改正について

○議長（工藤清悦君） 日程第3、議案第2号加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第2号加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本条例は、町がマイナンバー法に定められていない独自の行政サービスを実施している事務において個人番号を利用する場合等に、条例で定める必要があることから平成27年に制定されたものです。

条例で定める事務で私立幼稚園に就園する園児の保護者負担軽減を目的に実施しておりました私立幼稚園就園奨励費補助金交付事業について、令和元年10月1日より施行された幼児教育・保育の無償化に伴い、今年度で事業を終了することから、所要の改正を行うものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第２号加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第２号加美町個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第４ 議案第３号 加美町監査委員条例の一部改正について

日程第５ 議案第４号 加美町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（工藤清悦君） お諮りいたします。日程第４、議案第３号加美町監査委員条例の一部改
正について及び日程第５、議案第４号加美町水道事業の設置等に関する条例の一部改正につ
いて、以上の２件はいずれも地方自治法の一部を改正する法律の施行に基づくものでありま
すので、会議規則第36号の規定に基づき一括議題にしたいと思います。これにご異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、日程第４、議案第３号及び日程第５、
議案第４号を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第３号加美町監査委員条例の一部改正について、議案第４号加美町
水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、以上２件は関連しますので、一括して
ご説明申し上げます。

本案件は、地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年６月９日に公布され、令和２年４
月１日から施行されることに伴い、引用している地方自治法に条ずれが生じたことから改正
するものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参考にしていきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号加美町監査委員条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号加美町監査委員条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号加美町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号加美町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 加美町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○議長（工藤清悦君） 日程第6、議案第5号加美町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第5号加美町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、条例で引用している法律の改正が令和元年12月16日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。これまでの引用していた法律の題名が「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」から「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」となり、あわせて各項の整理を行うものです。

議案資料として、新旧対照表を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号加美町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号加美町固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 加美町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

○議長（工藤清悦君） 日程第7、議案第6号加美町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第6号加美町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員においても地方公務員法第31条の服務の宣誓が適用されるため、所要の改正を行うものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番。

○12番（伊藤 淳君） 改正後のこの服務の宣誓ということなんですが、ここにある「任命権者は、別段の定めをすることができる」という記載がありますけれども、ここで指す別段とはどういうことを指しますか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

私たち公務員に任命されますと、辞令を初めてもらう前に任命権者に宣誓をすると、任命権者の前で宣誓の内容を読み上げて行うということになっております。そういう形になってお

りますが、今回会計年度任用職員も地方公務員法に規定されたということで、公務員として同じであるということで宣誓をするというようなことがされましたが、これまでの任命形態上もございますし、それぞれふさわしい形で行うことが望ましいというふうに国からも示されておりますので、今回は署名をした宣誓書を提出するということを別段の定めとしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） よろしいですか。

その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号加美町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号加美町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（工藤清悦君） 日程第8、議案第7号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第7号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、非常勤職員における特別職の任用が厳格化されることから、本町における特別職非常勤職員の整理を行うものです。これまで特別職非常勤職員としておりました自然環境保全監視員について、会計年度任用職員の対象となることから、削除するものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参考にいただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第8号 加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場条例の一部改正について

日程第10 議案第9号 加美町山村ふれあい公園条例の一部改正について

○議長（工藤清悦君） お諮りいたします。日程第9、議案第8号加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場条例の一部改正について及び日程第10、議案第9号加美町山村ふれあい公園条例の一部改正について、以上2件はいずれもパークゴルフ場の使用料の改定でありますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第8号及び日程第10、議案第9号を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第8号加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場条例の一部改正について、議案第9号加美町山村ふれあい公園条例の一部改正について、以上2件は関連しますので、一括してご説明申し上げます。

本案件は、現在宮城県パークゴルフ協会において、県下統一して使用料を100円値上げする

ことについて協議をしているところであり、本町においてもこの条件を整えるため、1人当たり使用料を500円から600円に改正するものです。

また、ふれあいの森パークゴルフ場条例においては、山村ふれあい公園条例と整合性をとるため、利用料の条文を加える改正を行うものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参考にさせていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。16番米木正二君。

○16番（米木正二君） 今町長の趣旨説明の中で、宮城県パークゴルフ協会という趣旨説明をされたと思いますけれども、ちょっとそれを確認します。宮城県パークゴルフ協会と言いましたか、料金の100円値上げということに関して。今、町長の趣旨説明の中で、ちょっとそれを確認したいんです。それから。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 原稿どおり言いましたので。宮城県パークゴルフ協会となっております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 16番米木正二君。

○16番（米木正二君） 宮城県パークゴルフ協会ではそんな取り決めはしておりません。あくまでもパークゴルフ場を経営しているパークゴルフ場の支配人の方々が集まったときに出了ることでありまして、我々は受け身の立場でありますから、決して料金をこのようにしなさいというようなことは言っておりませんので。その辺担当課長、どうなんですか。我々は関知していないですよ。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

申しわけありません。今米木議員さんおっしゃったとおりでございます。よろしくお願いいたしますします。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場条例の一部改正についての採決

を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号加美町山村ふれあい公園条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号加美町山村ふれあい公園条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 加美町音楽技能修得施設条例の一部改正について

○議長（工藤清悦君） 日程第11、議案第10号加美町音楽技能修得施設条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第10号加美町音楽技能修得施設条例の一部改正についてご説明申し上げます。

加美町音楽技能修得施設は、平成29年加美町議会第1回定例会において承認をいただき、株式会社国立音楽院に長期かつ独占的な利用を許可しているところであります。これまでの経営及び施設管理における実績を鑑み、公共施設の維持に係る財政負担の抑制や、公の施設における住民の利用促進という点からも、十分に民間活力を導入することができるものと判断し、指定管理者制度の導入に向けた条文の改正を行うものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。17番木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） 何点か伺います。説明書、新旧対照表をごらんいただければと思います。

まず、第4条の指定管理者が行う云々のところの（１）、（２）というのがあります。それで、（１）のほうが施設設備の管理維持と、（２）にその他町長が必要と認める業務。この辺はどの辺まで想定しているのか、1点。

次に、第5条と現行の第4条で、現行の第4条には「重要な公の施設」ということで明記されておりますが、新しい改正後の第5条には抜けております。これは大きな意味があるのかどうか。

3点目。料金関係なんですけれども、第8条ですね。これは料金を指定できるということで、いわゆる別表1に掲げるということです。各練習室とかさまざまな施設を一般の方に貸し出すときの料金を設定できるということだと思っております。6番として、その料金は指定管理者の収入とするということについて。

4つ目、現行のほうで第10条、修繕費用の負担ということで費用の負担がありました。新しいほうではその辺が抜けておりますが、これは指定管理をしたときにその取り決めをするということで解釈していいのか。

以上4点お願いします。

○議長（工藤清悦君）　ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君）　ひと・しごと推進課長でございます。

まず、1つ目のご質問の第4条のその他町長が必要と認める業務の内容ということでございますが、今のところ特定の業務というのは特段想定というのは、すみません、しておりませんので、今後利用していく中で出てきた場合、そういったものに対応したいということでございます。

第4条の現行の中で規定する重要な公の施設としてということで、新しい改正後の条文にはその重要な施設というのが抜けているというご質問でございますが、こちらにつきましては、こちらにあります地方自治法第96条第1項第11号に規定する条文にこのように規定されてございまして、現在この内容なんです。地方自治法の第96条第1項第1号というのは、議会の承認が必要な条項について述べているものでございまして、その前提となるのが、音楽技能修得施設を加美町で重要な施設ということで条例上で定めているというのが前提になってございます。という解釈でございますので、現状とちょっと合わない部分といいますか、現状と解釈の問題になるかと思うんですが、その辺をちょっと今回整理させていただきまして、改正する内容にこの重要な公の施設というところを削除させていただいたということでございます。

続きまして、料金の設定につきましては、この別表にあります町で定める料金、その範囲内で指定管理者が料金の設定ができるという内容でございますので、よろしくお願いいたします。

あと、修繕料につきましては、指定管理後の料金につきましては、指定管理の協定書の中で修繕、維持管理について条項を設けて定めたいと思っておりますので、今回条例からは削除したということでございます。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 17番木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） 1点、その使用料、要するに部屋を貸したときに得られる収入は、指定管理者の収入ということでよろしいんですね、条文どおりで。

あともう少しあります。

それと、先日全員協議会で説明いただいた資料の中で、指定管理の範囲という表がありました。この中で、音楽技能修得施設の管理料が188万円、上多田川地区体育館関係が115万円ほどで、約303万円ということですが、これは指定管理料ということではないんですよね。指定管理料というのはまた別な金額になると思ってよろしいですか。その解釈をお願いします。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） 全協の資料でお示ししております管理料というのは、今現在音楽技能修得施設と、それに付随する体育館、あとはグラウンド等を管理する上での経費ということでございます。今、これまでの3年間の音楽技能修得施設を国立で利用しているその利用料等々を見ますと、そういったものも含めて、国立音楽院の経営の中で負担ができるという見通しがついておりますので、予定では令和3年度から指定管理に移行する予定にしておりますが、その際に指定管理料というのは発生しないというような、今のところの見通しでございます。指定管理料が発生するということではございません。

○議長（工藤清悦君） 17番木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） じゃあ指定管理料は発生しないと。といいますのは、やっぱり今まで指定管理料をやってきた場合に、指定管理するところが実際にその施設を使っているというのは余り例が、例えば体育館、オーエンスさんとかそういうところはあくまで管理であって、使うのは町民の方とか団体ということで、自前で使って自前で管理する、そのときに指定管理料はどうなのかなと思ったので、発生しないという解釈でわかりました。

最後、もう1点だけ。全協の資料の指定管理に向けた検討事項ということで、修繕料については長寿命化等の大規模修繕を除き、指定管理者の負担として検討し、令和2年度に修繕やイノシシ対策などを実施ということがありますが、この件について説明いただきたいと思います。

○議長（工藤清悦君）　ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君）　ひと・しごと推進課長でございます。

指定管理後の修繕料につきましては、基本的に使用者でありまして管理者であります国立音楽院のほうの負担で修繕をしていただくというようなことを考えてございます。ここに書いてあります長寿命化等大規模修繕につきましては、町の財産でございますので、町のほうで負担をするという内容でございます。令和2年度の営繕、イノシシ対策というのは、令和2年度で指定管理に向けて最低限修繕をしておかなくちゃいけないような部分については、令和2年度の予算の中で修繕をさせていただきたいということで、新年度の予算のほうに計上させていただいているということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君）　その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号加美町音楽技能修得施設条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第10号加美町音楽技能修得施設条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第12　議案第11号　加美町宗左近記念縄文芸術館条例の廃止について

○議長（工藤清悦君）　日程第12、議案第11号加美町宗左近記念縄文芸術館条例の廃止についてを議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君）　議案第11号加美町宗左近記念縄文芸術館条例の廃止についてご説明申し上げます。

本館は、詩人、故宗左近氏の収集した縄文土器、土偶、石器など約300点を保存展示し、縄文土器に関する研究の助長と郷土文化の振興に資するため、昭和63年に旧中新田南町のしょうゆ蔵を改装し、開館しました。

開館してから、毎年町内外から大勢の観覧者が訪れましたが、近年では年間500人ほどに減少しておりました。加えて、開館より30年が過ぎ、東日本大震災以降は床浸水や雨漏り、さ

らには構造材の腐食など老朽化が進みました。また、展示、収蔵品にも菌虫害等の被害が及ぶなど、管理に支障を来しておりました。

そのため、昨年12月をもって閉館をし、縄文土器等については中新田図書館に移動し、現在は展示コーナーを開設する準備を進めている状況です。

以上のことから、本条例について3月末日をもって廃止とするものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1 番 味上庄一郎君。

○1 番（味上庄一郎君） この縄文館の建物自体は、所有は町になるんでしょうか。その点を1点確認したいのと、もし町の所有のものであるとするならば、今後この建物自体、どのような方向でいくのか。この2点をお伺いいたします。

○議長（工藤清悦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（上野一典君） 生涯学習課長でございます。

所有者に関しては町のものでございます。

それで、今後の総合管理計画の個別計画を今している状況でございまして、まずもって昨年の12月で閉館しておりますので、とりあえず個別計画では廃止ということになっています。建物自体どうするかは、ちょっと今後また検討するということで、まだ決まってはございません。一応廃止ということになります。

○議長（工藤清悦君） 1 番 味上庄一郎君。

○1 番（味上庄一郎君） 立地場所を考慮しますと、例えば中新田地区の南町行政区に入るかと思うんですが、あの建物を再利用して、例えば行政区で活用したいというようなもし要望とというのがありましたら、これは可能なんですかね。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 基本的に公共施設は縮減をしていくという方向ですので、廃止になったものを町の予算で新たなものに転用するということは、このものに限らず、そういった方針ではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 1 番 味上庄一郎君。

○1 番（味上庄一郎君） 例え話では大変恐縮なんですけれども、南町行政区に関して、集会所がなく、おそらく集会所の建設の要望もたしか出ているかと思うんですが、そういったものに再利用するという可能性は全くゼロでしょうかね。今、町長の答弁では、そういうことに

なろうかと思うんですが、費用の問題とかも多分あるかと思うんですけれども、そういった検討というのはできないものかどうか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 集会所の建設につきましては、例えば直近ですと小泉で建設しましたが、土地は自前で取得がされ、それから建物については2分の1かな、限度額はありますけれども、そういった補助金を充てという形で建設をしていただいたところでございます。ですから、町が全てお金を受けて改修をしてということにはならないだろうというふうに思っております。行政区のほうでのご負担でぜひ使いたいということであれば、またお話は違うんでしょうが、先ほど申しましたように大変これは老朽化している建物でして、おそらく新しく建てたほうが安くつくのかもしれませんが、それぐらい老朽化しておりますし、あの水路がやはり北側を走っていますから、湿気がすごいんですね。ですから躯体そのものがもう腐っておりますので、なかなか。大変すばらしい建物で、私も何とか残したい、どなたかに再利用していただけたらいいなと思いますが、かなりのお金をつぎ込まないといけないだろうと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号加美町宗左近記念縄文芸術館条例の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号加美町宗左近記念縄文芸術館条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更について

○議長（工藤清悦君） 日程第13、議案第12号大崎地域広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第12号大崎地域広域行政事務組合規約の変更についてご説明申し上げ

げます。

本案件は、大崎地域広域行政事務組合規約に規定する関係市町の負担金のうち、衛生費負担金の廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の処理に関する事務に要する経費について規約を変更するものです。

変更の内容は、組合統合前に借入した大崎広域中央桜ノ目衛生センターの起債償還及び地方交付税参入が終了したため、施設名を削除するものです。また、災害等廃棄物処理事業費補助金の交付の対象となる事業費及び放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金、農林業系廃棄物の処理加速化事業の交付の対象となる事業費に係る経費について、当該予算年度において、一般廃棄物処理施設に搬入された市町ごとの数量に応じた負担割合とすることを新たに規定するものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

なお、一部事務組合の規約の変更については、地方自治法第286条第2項の規定により、それぞれの関係地方自治体の協議によりこれを定めることとされ、それらの協議については議会の議決を経ることとされていることから、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1 番 味上庄一郎君。

○1 番（味上庄一郎君） この内容について、一般ごみの量、それから人口割ということで負担金が決まるというような内容と理解しておりますけれども、改正のところで、やはり先ほど一般質問でもありましたけれども、我が町のは放射性汚染の牧草等は何もないのですよ、こうやって負担していくというのが非常に何か違うような気がするんですけれども。それとはまた違うものですか。勘違いしていたら申しわけないんですけれども。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

規約の改正について私説明を受けましたので、私のほうから説明をさせていただきます。

今回の規約の改正で、衛生費関係の負担金の内容が変わるということで、今味上議員からお話ありましたが、現行としましては、今言ったように量とか人口とかによって負担割合が決まっていまして、それに基づいて負担金が発生するということになってございます。

今回、台風19号の関係もございまして、災害廃棄物の発生を広域の施設に持ち込んだ場合、そしてあと放射性廃棄物を大崎広域の施設で処理をした場合、その場合においても、現行の

制度であれば、持ち込みをしなくても、それぞれの町にある程度一定程度の負担が伴うということで、それはあくまで持ち込んだ市町それぞれの量に応じて負担すべきであるというようなことでの改正を行うという趣旨でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号大崎地域広域行政事務組合理約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号大崎地域広域行政事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 公の施設の指定管理者の再指定について（加美町中新田B & G海洋センター）

○議長（工藤清悦君） 日程第14、議案第13号公の施設の指定管理者の再指定について（加美町中新田B & G海洋センター）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第13号公の施設の指定管理者の再指定について（加美町中新田B & G海洋センター）についてご説明申し上げます。

本案件は、令和元年加美町議会第4回定例会において、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間、同施設の指定管理者として承認をいただいた加美町体育協会が、令和2年2月10日に法人として一般社団法人加美町スポーツ協会に名称を変更しました。

つきましては、一般社団法人加美町スポーツ協会を同期間再度指定をいたしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案資料として法人の概要を配付しておりますので、ご確認願います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） この加美町スポーツ協会なんですけれども、今月の初めに各家庭にチラ

シが入りましたよね。この再指定と、社団法人になってどうのこうのと、入ったんです、黄色い紙面がね。その中に、この社団法人になって再指定を受けて、我々がさらに再委託ができるという文面があったんですよね。この協会、何かこれによって町から指定管理を受けて、どこかに委託するようなものといいますか、何か想定されますか。あればそれでいいんですけども、何か経費の削減になるんだというような文言がありましたから。

○議長（工藤清悦君） スポーツ推進室長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（上野一典君） スポーツ推進室長でございます。

ちょっと申しわけございません。チラシをちょっと確認していないんですけれども、まずもってスポーツ協会に関しましては、B & Gの管理委託を受けて、それをまた委託するという内容は、多分ないと思います。

ちょっと今考えられるのは、まず一般社団法人ですので、指定管理にかかわらず法人ですので、いろいろな委託を受けられる職種になっていますので、草刈りとかそういうもので自主財源を確保するという考えでいるのかなとは、ちょっと今思っています。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） あるはずですから。一戸一戸回ったんで、何書いてあるのかなと思ったので、一回見てもらって、どういう委託が想定されるんだか。何か勘違いして書いているのか何か、私感じたんです。答弁はいいです。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号公の施設の指定管理者の再指定について（加美町中新田B & G海洋センター）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号公の施設の指定管理者の再指定について（加美町中新田B & G海洋センター）は、原案のとおり可決されました。

更新について

○議長（工藤清悦君） 日程第15、議案第14号加美町音楽技能修得施設の長期かつ独占的な利用期間の更新についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第14号加美町音楽技能修得施設の長期かつ独占的な利用期間の更新についてご説明申し上げます。

本施設は、平成29年加美町議会第1回定例会において承認いただき、株式会社国立音楽院に平成29年3月1日から令和2年3月31日まで長期かつ独占的な利用を許可しているところがあります。

これまでの実績を踏まえ、令和2年4月1日から引き続き1年間利用期間の更新をしたいので、地方自治法第96条第1項第11号及び加美町音楽技能修得施設条例第4条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

株式会社国立音楽院は、加美町技能修得施設を利用して国立音楽院宮城キャンパスを開校し、東北地方を中心に全国から音楽の夢を志す人たちを集め、音楽と仕事に関する技能訓練を行っております。また、音楽による住民福祉の増進に向けた公の施設として利用促進にも貢献をしているところです。施設利用に伴う使用料については減免せず、全額納入いただくことで、施設管理における財源の確保を図りたいと考えております。

議案資料として更新期間における事業計画を配付しておりますので、ご確認願います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号加美町音楽技能修得施設の長期かつ独占的な利用期間の更新についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号加美町音楽技能修得施設の長期かつ独占的な利用期間の更新については、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 15 号 令和元年度加美町一般会計補正予算（第 7 号）

○議長（工藤清悦君） 日程第16、議案第15号令和元年度加美町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第15号令和元年度加美町一般会計補正予算（第 7 号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ6,637万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ139億1,663万円とする補正予算と、台風19号関連災害復旧事業など22件の繰越明許費の設定のほか、債務負担行為の追加7件と地方債の追加及び変更を行うものであります。

歳入の主なものについては、町税として固定資産税1億2,262万3,000円増、国庫支出金として放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金2,700万円減、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金7,464万円増、繰入金として財政調整基金繰入金2億円減、合併振興基金繰入金2,270万円増、諸収入としてスポーツ振興宝くじ助成金2,298万4,000円増、町債として町道整備事業債7,900万円減、陸上競技場整備事業債2,890万円減、学校校内ネットワーク整備事業債7,090万円増、公共土木施設災害復旧工事債2,120万円増などであります。

歳出の主なものについては、民生費では障害者自立支援介護等給付費4,187万3,000円増、地域型保育給付費2,827万1,000円減、衛生費では救急医療センター運営費負担金1,751万9,000円増、土木費では除雪機械2,051万5,000円減、町道新設改良工事請負費5,774万1,000円減、消防費では利用自粛牧草農地還元作業委託料5,400万円減、教育費では小学校校内ネットワーク整備工事請負費1億8,415万5,000円増、災害復旧費では農業施設災害復旧工事請負費4,010万円減、土木施設災害復旧工事請負費4,300万円増などのほか、職員人件費の組み替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 43ページの教育費です。町長の説明にもあったんですけども、通信ネットワーク整備工事1億8,400万何がしなんですけれども、これは全員協議会の説明では補助が2分の1で、あと国の経済対策だという説明を受けているんですけども、これはいつこれが出て、全国の自治体が一斉に行うものなのか。我が町だけなのか。その必要性も説明し

てほしいんですけれども。

あとそれから、この中で、サーバーなにかにの整備がもっと金かかるような説明も受けたんですけれども、これには載っていないようなんですけれども、それは新年度予算になるのか。あればお願いします。

○議長（工藤清悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

まず今回の事業でございますが、これまでも申し上げているとおり、国の経済対策事業として昨年の秋口ごろから話が出てきてございます。まず文科省としての考え方は、児童生徒に対して1人1台の端末、いわゆるパソコンの配備をするという目標を掲げているという中で、その1人1台になったときのインターネット環境としては、超高速のインターネット環境を整備する必要があるということで、今回の補助事業が出てきたわけでございます。国としては経済対策事業ということもありますことから、令和元年度の補正予算で文科省は予算を計上しているということなので、全国の各市町村に対して令和元年度の補正予算で対応していただきたいということでの要請が出てきております。

全国各市町村が取り組むのかというご質問でございますけれども、基本的には政府が掲げている条件を満たさない市町村はこの事業に取り組まなければならないというふうに考えてございます。でないと、政府はこのネットワーク整備を実施しない市町村に対しては、パソコンに対する補助事業は出さないというのを明確に打ってございますので、今後、児童生徒に対して1人1台のパソコンを整備する上で、どうしてもやはり国の補助というものが必要でございまして、取り組まざるを得ないと考えてございます。

それからサーバー等のお話でございましたが、今回の補助対象経費は、あくまでも校内のネットワーク、学校内のネットワークを対象とするということで、いわゆる校内LANに対しては2分の1補助をしますよということなんです。本町の場合は各学校からそれぞれインターネットに抜けている状況ではなくて、本庁舎等で一括集約してインターネットに接続させているという状況の中で、いわゆる各学校から本庁舎あるいは各支所までのネットワーク整備に関しては補助対象外であると。ここの部分は地方交付税で措置をしているもので、今回の補助の対象にはしないということでございますので、これまでセンターサーバー等の設備が必要ですよということでご説明させていただいていますが、その部分は町単独事業として取り組まなければいけないということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 4番早坂忠幸君。

○４番（早坂忠幸君） いまいちわからなかったんですけども、加美町以外に、例えば大崎管内で全部の小中学校に今回の経済対策で全部やるんですか。

あと、サーバーは単独というけれども、予算はここの中に入っているんですか。

○議長（工藤清悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 申しわけございません。他町村の状況でございますけれども、今の状況としましては、まず県内では、新聞報道もございましたけれども、仙台市は実施すると。大崎管内に関しては、今のところ情報として得ているのは、大崎市は実施する方向で考えていると。ただ、令和元年度の補正でやるか新年度の予算で対応するかというところまではまだ確認はしてございません。ほかの市町村関係でございますけれども、お互いに情報交換をしているような状況でございますけれども、基本的にはほぼ全市町村が令和元年度補正か令和２年度の当初予算で実施するのではないかというふうには考えてございます。

それから、サーバー機器は単独事業ということでございますけれども、今回の事業工事請負費１億８,４１５万５,０００円の中に含まれております。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） ４番早坂忠幸君。

○４番（早坂忠幸君） 私が聞いたのは、大体今、いいんです。令和元年度の補正で経済対策だから、令和元年度にしなければならぬという説明を受けていたはずなんだよね、みんなね。今聞いたら、新年度でもいいんだという話ですよ。そうすると、何か一般質問で俺言ったんだけど、こいつらは全部当初予算が妥当でないかと。補正でしなければならぬ理由が、ことしの経済対策だからことしにしなければならぬんだからということでこいつは納得したつもりでいたんだけど、新年度でもいいんだと言われると、何かめちゃくちゃなんだけれども。財政課長、これでいいんですか。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

私も担当の者から、私のほうの担当の者からは、国で令和元年度の補正予算だと。町でも令和元年度の繰り越しになりますけれども補正でお願いしたいと。令和元年度じゃないとこの補助の対象にならないということで、あえて今回高額の補正をお願いしたと。繰り越しになりますけれども。ただ、今お話を聞いていまして、大崎市のほうで新年度というお話があって、私もちょっと動揺してしまったというところなんです。ちょっと私もその辺はちょっと。申しわけございません。

○議長（工藤清悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） なかなかちょっとうまく説明できなくて申しわけございませんが、基本的には令和元年度の補正で予算を計上し、事業要望をしてくれというのが国の考えでございます。ただし、時期的なものもございますので、仮に令和元年度の補正でできない自治体については、文科省がその補正予算を令和２年度に繰り越しをして、各市町村は令和２年度の予算で対応をしてくれというのがございました。

そういう中で、令和元年度の補正で対応する場合は、いわゆる補助金以外の補助裏の部分が、国で考えているスキームとしては補正予算債というものがあるようでございまして、これを使えば一般会計の持ち出しはほとんどないということでございますが、仮に令和２年度で事業に取り組む場合は、補助裏の部分で補正債は使えないので、別の起債を充てる必要がございますよということで指示をされていまして、その場合、一般会計の持ち出し部分が当初予算で発生をしますよというご説明がございました関係もありまして、加美町としては令和元年度の補正予算で実施をしたいということで、協議をさせていただいています。

確かに非常に高額な事業費でございますので、それぞれ各市町村の財政事情もございますので、令和元年度補正で取り組むか、新年度当初で取り組むかというところまでは把握はしてございません。よろしいでしょうか。

○議長（工藤清悦君） ４番早坂忠幸君。

○４番（早坂忠幸君） じゃあ財政課長、そういうことだそうですから、よろしくお願いします。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。７番三浦又英君。

○７番（三浦又英君） 41ページのキノコ原木放射能検査委託料20万円減になっておりますが、ここ１週間内の河北新報の放射能検査結果において、加美町の原木の関係が載っております。といいますのは、キノコ原木で、またはほだ木として生産という、しようとしているのか。それもあわせてちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（工藤清悦君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（佐々木 実君） 議員さんの質問の20万円の減額というところでは、森林整備対策室のキノコ原木の現場の払い下げとか、まきの原木の払い下げで、放射能検査をしてからその原木を払い下げるということの予算でございましたので、その20万円おろした理由は私のほうでちょっと説明させていただきますということで、手を挙げさせていただきました。

昨年の払い下げの、３団体いまして、その方々の検査したそれ以降に予算の残りが出ました

ので、それを整理したというのが今回の補正の理由になってございます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 7 番三浦又英君。

○7 番（三浦又英君） そうしましたら、この原木の放射能の検査をやりまして、それを払い下げると。ということは、どのくらいの量を払い下げする予定で検査を委託するという計画だったんでしょうか。

あと、関連しますので農林課にお聞きしますけれども、町内にほだ木の払い下げを受けて原木としてキノコを生産という計画があるんでしょうか。お聞きします。

○議長（工藤清悦君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（佐々木 実君） まきの原木とキノコの原木ということで10件程度ございますので、それらの計画で予算を計上しまして、それで今年度は3件の検査をしたということで、7件分をおろしたということになります。例年そのくらいあるということで、その分を見越して予算を計上したというところでございます。

○議長（工藤清悦君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） 農林課長補佐でございます。

原木シイタケ栽培につきましては、数年前に出荷制限解除になりまして、栽培するに当たりましては、原木をどこから調達し、そしてその原木の測定をし、あと栽培管理などを県のほうに届け出をして、許可を得て出荷している状況にあります。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 7 番三浦又英君。

○7 番（三浦又英君） そうしましたら、10件の予定があったけれども3件しかなかったということは、あくまでも町内ということなのか。町外の方に原木を供給しているのか。その辺も最後にお聞きします。

○議長（工藤清悦君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（佐々木 実君） 加美町民のための自家消費のための払い下げという形でやっていますので、町内ということが基本でやっております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 7 番三浦又英君。

○7 番（三浦又英君） 自家消費のためということになれば、今回の河北新報にも載りましたとおり、一部は検査した結果、不適切、あと出ましたよと、両方出たんです。それもあわせて

情報を得た上で払い下げしているのか。多分払い下げ受けたものでしたのかなという、私は思いがしたものだからお聞きしました。

○議長（工藤清悦君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（佐々木 実君） 払い下げの対象となっている方が出荷したりとかそういうふうにするのではなくて、自分の自家消費のためにということの取り組みの方々なので、出荷とか製品をどこに出すとかという人たちではないという方々に払い下げをしているという現状でございます。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。17番木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） 3点伺います。

18ページ。東京電力の原発事故損害賠償金264万円、この内訳。

2点目は23ページ。地域おこし協力隊報酬ということで減額664万円ということで、予定された人数が集まらなかったのか、その実情をお願いします。

3つ目、38ページの一番上です。観光まちづくり協会補助金の減額が300万円とあります。この内容についてお願いします。

○議長（工藤清悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（塩田雅史君） 危機管理室長お答えいたします。

東京電力からの賠償金でございます。内訳でございますが、食品自主検査における放射性物質検査機器校正料が、こちら農林課分で検査をしている部分の機械の校正料でございます。こちらが平成25年度分から平成30年度分を賠償していただいております。そのほかにイノシシ捕獲出役等費用、こちら農林課分でございます。こちらが平成30年度分と、露地栽培原木シイタケ表示票作成支援、これも農林課分でございます、平成30年度分でございます。野生草ソテツ（コゴミ）表示票作成支援農林課分で、こちら平成30年度分。まき原木放射能検査費用、こちらは森林整備対策室分でございます、こちら平成30年度分でございます。最後に、利用自粛牧草農地還元作業に係る費用、こちら農林課分でございます、平成29年度分、あわせまして264万円賠償していただいております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長です。

23ページの地域おこし協力隊報酬664万円の減額についてご説明いたします。

当初10名の協力隊ということで予算を計上させていただいておりました。今年度当初、7名

の方が協力隊として活動しております。途中でお一人の方が退任されておまして、そういった関係で今回減額をさせていただいたというところでございます。

この地域おこし協力隊の隊員数が当初の見込みより少なくなったことによりまして、その下に計上させていただいております旅費とか、あと消耗品、あと自動車借り上げ料等々、こちらでも協力隊に関係する予算でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

まちづくり協議会で実施しました事業の収支で最終的に残が出ました分をマイナス300万円ということで処理をしたということでございます。

○議長（工藤清悦君） 17番木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） 若干お願いします。

地域おこし協力隊10人の予定で実質7人、途中で1人やめてということは、今6人で活動されていると。なかなか集まりにくいという状況というか、応募をこちらの、何ですかね、目標の人数が集まらないという状況なのか。その辺お願いします。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長です。

今、町のホームページとか、あと移住定住のいろんな相談会とかそういったところで、地域おこし協力隊の募集をさせていただいていますが、なかなか応募される方が少ないという状況でございまして、中には応募される方もおるんですが、こちらのほうで面談をさせていただいて、結果として協力隊の任用に至らなかったということもあるんですが、なかなか絶対数が少ないというところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 17番木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） 最後、観光まちづくり協会の300万円、事業の残金ということで、具体的にはどういった事業でしょうか。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

ちょっと詳細が手元にないのですが、大きな事業といいますと、SEA TO SUMMITと、あとツール・ド・347。特にツール・ド・347はかなり削減しておりますので、そういったものが主な内訳になるかと思います。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号令和元年度加美町一般会計補正予算（第7号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号令和元年度加美町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

スポーツ推進室長より発言の申し出がありますので、これを許可したいと思います。スポーツ推進室長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（上野一典君） スポーツ推進室長でございます。

議案第13号のスポーツ協会の再指定ということで、早坂忠幸議員からご質問ありましたチラシの件、解明いたしました。

体協スポ少で広報紙を作成して年何回か出している中で、今野会長の文面の中で、法人格を取得することによって、いろいろ事業を展開することも外部からの業務を委託することも可能になります。これは、「委託」ではなくて「受託」の間違いだそうです。受託ですので、先ほど私が言ったように、法人ですのでいろいろな委託も受託できるということの表現ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） よろしいですか。次に行きます。

日程第17 議案第16号 令和元年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（工藤清悦君） 日程第17、議案第16号令和元年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第16号令和元年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1,107万円を追加し、歳入歳出それぞれ26億8,377万

2,000円とする補正予算のほか、債務負担行為の追加を行うものであります。

歳入の主なものについては、国民健康保険税として一般被保険者医療給付費分現年課税分1,820万7,000円増、繰入金として保険基盤安定繰入金912万5,000円増、財政調整基金繰入金2,000万円減などであります。

歳出の主なものについては、保険給付費では一般被保険者高額医療費220万円増、保険事業費では、特定健康診査等委託料570万8,000円減などのほか、職員人件費の組み替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号令和元年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号令和元年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第17号 令和元年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

○議長（工藤清悦君） 日程第18、議案第17号令和元年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第17号令和元年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出それぞれ2億7,074万1,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、後期高齢者医療保険料として特別徴収保険料317万円減、諸収

入として保険料還付金411万8,000円増などであります。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金410万8,000円減のほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号令和元年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号令和元年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第18号 令和元年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（工藤清悦君） 日程第19、議案第18号令和元年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第18号令和元年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ733万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ32億668万1,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、介護保険料として第1号被保険者保険料現年分869万3,000円増、国庫支出金として介護給付費負担金1,948万7,000円増、支払基金交付金として介護給付費交付金1,777万7,000円減などであります。

歳出の主なものについては、保険給付費では居宅介護サービス等給付費4,133万円減、施設介護サービス給付費3,522万7,000円増、地域支援事業費では介護予防生活支援サービス給付費619万4,000円減などのほか、人件費の組み替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより、議案第18号令和元年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号令和元年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第19号 令和元年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算 （第2号）

○議長（工藤清悦君） 日程第20、議案第19号令和元年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第19号令和元年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ148万円を減額し、歳入歳出それぞれ1,747万円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、サービス収入として居宅介護サービス計画費収入76万円減などであります。

歳出の主なものについては、サービス事業費で居宅介護予防サービス計画作成業務委託料57万円減などのほか、職員人件費の組み替えを行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号令和元年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号令和元年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第20号 令和元年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第3号）

○議長（工藤清悦君） 日程第21、議案第20号令和元年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第20号令和元年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、歳出の総額を補正前と同額の665万4,000円とする補正予算で、歳出予算の組み替えを行うものであります。

内容は、総務費において、人件費の減額などのほか予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号令和元年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号令和元年度加美郡介護認定

審査会特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

日程第２２ 議案第２１号 令和元年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第３号）

○議長（工藤清悦君） 日程第22、議案第21号令和元年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第21号令和元年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ450万円を減額し、歳入歳出それぞれ11億6,579万1,000円とする補正予算と繰越明許費の設定のほか、地方債の変更を行うものであります。

歳入については、町債として公共下水道整備事業債を450万円減額するものであります。

歳出の主なものについては、総務費では小野田浄化センター修繕工事請負費170万円増、下水道建設費では雨水管渠工事請負費300万円減などのほか、職員人件費の組み替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号令和元年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第３号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号令和元年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

日程第２３ 議案第２２号 令和元年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第３号）

号)

○議長（工藤清悦君） 日程第23、議案第22号令和元年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第22号令和元年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ1,896万円を減額し、歳入歳出それぞれ1億351万9,000円とする補正予算と地方債の変更を行うものであります。

歳入については、町債として浄化槽整備推進事業債1,720万円減などであります。

歳出については、建設費で浄化槽設置工事請負費1,750万円減などのほか、職員人件費の組み替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号令和元年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号令和元年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第23号 令和元年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（工藤清悦君） 日程第24、議案第23号令和元年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第23号令和元年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正については、収益的支出において補正前と同額の5億4,020万円とする補正予算であります。

内容については、原水費及び浄水費で大崎広域水道受水料金450万円増などのほか予備費を減額するものであります。また、資本的支出については、配水管布設等工事で1,200万円、量水器購入費で1,000万円をそれぞれ減額するほか、設備更新工事請負費で400万円を増額し、支出総額を1億3,480万円とするものであります。

今回の補正により、過年度分損益勘定留保資金による不足財源補填額を1,800万円減額し、1億1,203万8,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号令和元年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号令和元年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第25	議案第24号	令和2年度加美町一般会計予算
日程第26	議案第25号	令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
日程第27	議案第26号	令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
日程第28	議案第27号	令和2年度加美町介護保険特別会計予算
日程第29	議案第28号	令和2年度加美町介護サービス事業特別会計予算
日程第30	議案第29号	令和2年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
日程第31	議案第30号	令和2年度加美町霊園事業特別会計予算
日程第32	議案第31号	令和2年度加美町営駐車場事業特別会計予算
日程第33	議案第32号	令和2年度加美町下水道事業特別会計予算
日程第34	議案第33号	令和2年度加美町浄化槽事業特別会計予算

日程第35 議案第34号 令和2年度加美町水道事業会計予算

○議長（工藤清悦君） お諮りいたします。日程第25、議案第24号令和2年度加美町一般会計予算、日程第26、議案第25号令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第27、議案第26号令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、日程第28、議案第27号令和2年度加美町介護保険特別会計予算、日程第29、議案第28号令和2年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第30、議案第29号令和2年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第31、議案第30号令和2年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第32、議案第31号令和2年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第33、議案第32号令和2年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第34、議案第33号令和2年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第35、議案第34号令和2年度加美町水道事業会計予算、以上11件は、いずれも令和2年度予算であり関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、日程第25、議案第24号令和2年度加美町一般会計予算から日程第35、議案第34号令和2年度加美町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 令和2年度各種会計予算の総額等について説明申し上げます。

議案第24号令和2年度加美町一般会計予算、歳入歳出それぞれ129億5,000万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第25号令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ25億7,000万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第26号令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出それぞれ2億6,900万円と定めるものであります。

議案第27号令和2年度加美町介護保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ31億7,800万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第28号令和2年度加美町介護サービス事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ1,510万円と定めるものであります。

議案第29号令和2年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、歳入歳出それぞれ610万円と定めるものであります。

議案第30号令和2年度加美町霊園事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ330万円と定めるものであります。

議案第31号令和2年度加美町営駐車場事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ260万円と定めるものであります。

議案第32号令和2年度加美町下水道事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ10億円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第33号令和2年度加美町浄化槽事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ1億2,000万円とし、債務負担行為、地方債について定めるものであります。

議案第34号令和2年度加美町水道事業会計予算、収益的収入及び支出については、収入支出をそれぞれ5億3,300万円とし、資本的収入及び支出については、収入281万1,000円、支出1億3,635万2,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する1億3,354万1,000円は過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填するものであります。

なお、各会計の詳細については、それぞれの担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（工藤清悦君） 続いて、担当課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

予算書1ページをお開き願います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

令和2年度加美町一般会計予算

令和2年度加美町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ129億5,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月4日提出、加美町長 猪股洋文。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

それでは201ページをお開き願います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第25号

令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億7,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月4日提出、加美町長 猪股洋文。

続きまして、229ページをお開き願います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第26号

令和２年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

令和２年度加美町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億６,９００万円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

令和２年３月４日提出、加美町長 猪股洋文。

続きまして、239ページをお開き願います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第27号

令和２年度加美町介護保険特別会計予算

令和２年度加美町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億7,800万円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条 地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は１億円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条 地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（１）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和２年３月４日提出、加美町長 猪股洋文。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（千葉桂子君） 地域包括支援センター所長です。

予算書の265ページをお開き願います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第28号

令和２年度加美町介護サービス事業特別会計予算

令和２年度加美町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,510万円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

令和２年３月４日提出、加美町長 猪股洋文。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

281ページをお開き願います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第29号

令和２年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

令和２年度加美郡介護認定審査会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ610万円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

令和２年３月４日提出、加美町長 猪股洋文。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 町民課長。

○町民課長（荒木澄子君） 議案第30号

令和２年度加美町霊園事業特別会計予算

令和２年度加美町霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ330万円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

令和２年３月４日提出、加美町長 猪股洋文。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

予算書の293ページをお開き願います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第31号

令和2年度加美町営駐車場事業特別会計予算

令和2年度加美町営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ260万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月4日提出、加美町長 猪股洋文。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大場利之君） 上下水道課長でございます。

299ページをお開き願います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第32号

令和2年度加美町下水道事業特別会計予算

令和2年度加美町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

令和２年３月４日提出、加美町長 猪股洋文。

続きまして、329ページをお開き願います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第33号

令和２年度加美町浄化槽事業特別会計予算

令和２年度加美町浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億2,000万円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表 債務負担行為」による。

（地方債）

第３条 地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表 地方債」による。

令和２年３月４日提出、加美町長 猪股洋文。

続きまして、355ページをお開き願います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第34号

令和２年度加美町水道事業会計予算

（総則）

第１条 令和２年度加美町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第１項 給水戸数8,600戸、第２項 給水量213万4,000m³、第３項 一日平均給水量5,847立米。

（収益的収入及び支出）

第３条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第１款水道事業収益５億3,300万円。支出、第１款水道事業費用５億3,300万円。

356ページをお開き願います。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,354万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,354万1,000円、減債積立金1,000万円、建設改良積立金1,000万円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入281万1,000円。支出、第1款資本的支出1億3,635万2,000円。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 同一款内での各項間の流用1,000万円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1項 職員給与費426万4,000円、第2項 交際費5万円。

令和2年3月4日提出、加美町長 猪股洋文。

以上でございます。

○議長(工藤清悦君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号から議案第34号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する令和2年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(工藤清悦君) 異議なしと認めます。

よって、議長を除く全員で構成する令和2年度予算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。本議会は令和2年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(工藤清悦君) ご異議なしと認めます。

よって、本議会は令和2年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

なお、議員各位に申し上げます。

加美町議会委員会条例第9条の規定によりまして、令和2年度予算審査特別委員会を直ちに本議場に招集いたします。

午後5時27分 散会

上記会議の経過は、事務局長武田守義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月6日

加美町議会議長 工 藤 清 悦

署 名 議 員 下 山 孝 雄

署 名 議 員 米 木 正 二